

第4章 区別方針

区別方針は、緑の基本計画における緑の保全、育成、創出及びマネジメントの取組について、区ごとの展開の方針を示すものです。

区別方針は、次の①～③の要素で構成しています。

①区の概況

- 各区の概況を示す基本的データ、各区の地形、土地利用、自然的環境の分布状況等と現況図を示します。

表 各区の概況を示す基本的データの構成と出典

人口等	人口	市の統計情報※ ¹
	世帯数	
	人口密度	人口と面積から算出
面積	面積	川崎市総合計画
	市域に占める割合	各区の面積と市域面積（約 14,435ha）から算出
自然的環境の分布	樹木の集団 （300 m ² 以上）	空中写真※ ² により判読した区別の樹木の集団の面積と、区面積に占める割合

②緑の現況と課題

- 各区の緑の現況を踏まえ、緑の保全・創出・育成と、緑の効用を活かすマネジメントの課題を示します。

③施策の展開

- 各区の区域内で展開する施策の方向性と展開図を示します。
（展開図については今後調整させていただきます）
- ただし、「基本施策Ⅰ 緑のパートナーづくり」に沿った取組は全市共通のものであることから、区別方針においては、主として「基本施策Ⅱ 緑の空間づくり」「基本施策Ⅲ グリーンコミュニティづくり」に基づき、各区の緑の特性を踏まえた施策展開の方向性を示します。

※1：平成29（2017）年10月1日現在

※2：平成28（2016）年1月1日現在

1 川崎区

①区の概況

- ・川崎区は、市の南東部の海側に開けた沖積低地と、臨海部の埋立地からなっており、区の北側、東京都の境に多摩川が流れています。
- ・土地利用（※平成22（2010）年度都市計画基礎調査による。以下同じ。）は、京浜工業地帯を抱えることから、工業系の割合が区面積の34.6%を占めています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は102.45haで、区面積の2.5%を占めています。
- ・平成18（2006）年度から樹木の集団が区面積に占める割合は変化していませんが、面積は約1.4ha増加しています。

表 川崎区の概況

人口等	人口	229,653人
	世帯数	116,078世帯
	人口密度	57.1人/ha
面積	面積	4,025ha
	市域に占める割合	27.9%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	102.45ha (2.5%)

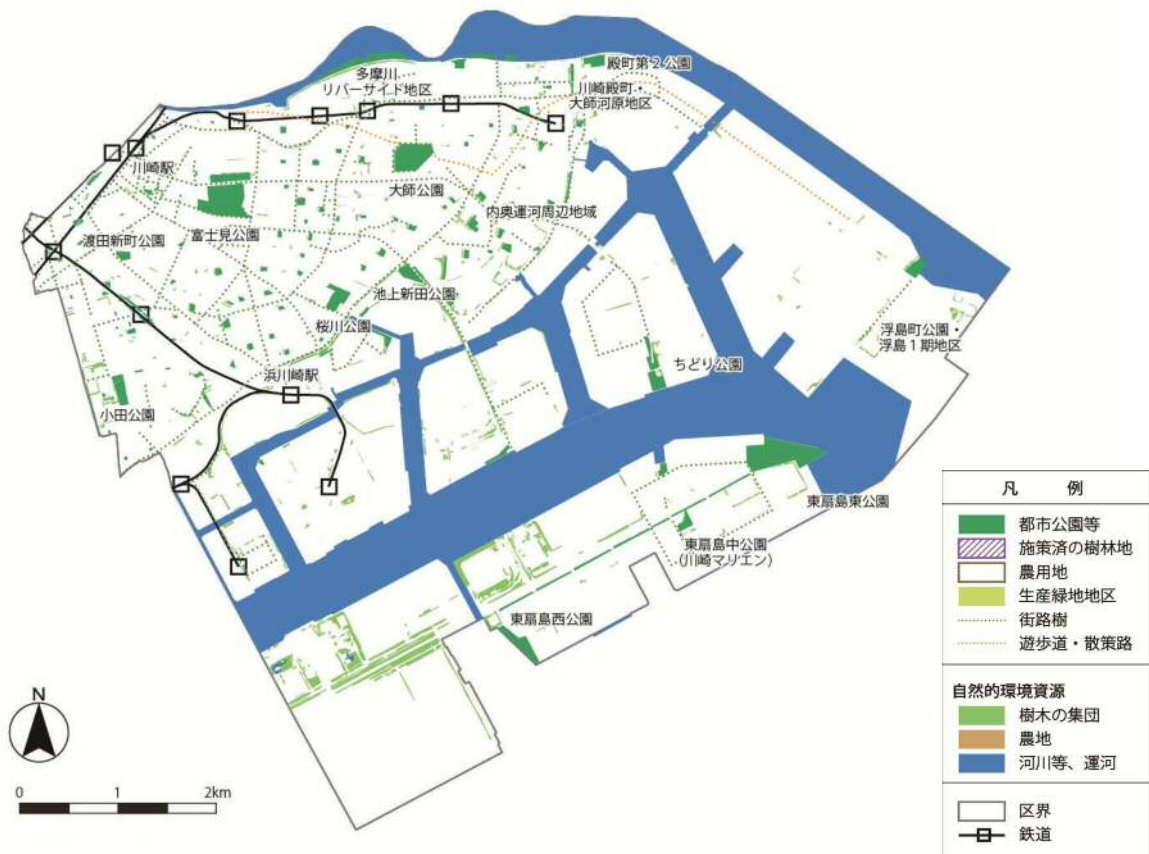


図 川崎区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・「東京湾軸」における緑の充実に向け、臨海部において進展している拠点形成の動きや事業所と連携した効果的な緑化が必要です。
- ・臨海部は、ヒートアイランド現象が深刻な市街地に海風を導く重要な位置にあり、気候変動への適応策の一つとして風の道を形成することが必要です。
- ・市内唯一の人工海浜を有する東扇島東公園や、展望室からの夜景が日本夜景遺産に認定された川崎マリエンなどが市民の憩いの場になっているとともに、臨海部の工場や事業所をはじめとした生産現場を訪れる産業観光の取組が、新たな川崎の魅力として脚光を浴びています。こうした背景を踏まえ、平成28（2016）年9月に策定した「川崎港緑化基本計画」では、川崎港港湾緑地の目指すべき姿である、「みなと」で働く人、訪れる人みな川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間の配置の実現に向けて、関連計画や関連団体との連携、川崎市総合計画と連動しながら事業を進めていくことが求められています。
- ・多摩川の河川敷は、川崎区にとって貴重な自然空間となっており、レクリエーションにも活用されていますが、市街地から多摩川へのアクセスが十分ではないため、拠点形成の動き等と連携した多摩川を身近に感じられる環境づくりが課題となっています。
- ・総合公園である富士見公園は再整備が進み、機能の充実が図られてきましたが、災害時の広域避難場所であることから、防災減災機能の充実を図ることが求められています。また、都心部に位置する大規模公園の一つとして、グリーンコミュニティの拠点として活用を進めていくことが必要です。
- ・川崎駅周辺は、川崎市の玄関口にふさわしい都市景観を形成していくため、街路樹の適正な管理や、市民、民間企業との協働による緑化を持続的に進めていくことが課題です。
- ・市街地と臨海部の接点となる産業道路周辺や、産業道路以南から内奥運河までの住工並存市街地では、快適な生活環境の創造に向けた緑の創出が引き続き課題となっています。
- ・臨海部には、東京湾や運河等の水辺や事業所緑地が存在していますが、港湾緑地を除くと、ほとんどが事業所等の私有地で、市民がアクセスすることが困難となっています。そのため、事業所緑化に際して市民の目にふれる「見える緑」を増やしていくことや、土地利用の再編等に伴い市民がアクセス可能な緑地、親水空間の創出を図っていくことが求められています。
- ・事業所と協力して「臨海のもりづくり」を進めている臨海部の特色を、自然体験、環境学習に活かしていくことも求められています。

③施策の展開

i) 緑の空間づくりの展開

○「臨海のもり」づくりの推進

- ・臨海部に立地する事業所の緑化地や、港湾緑地・都市公園などの公共緑地を風の道となる街路樹等の緑でつなぎ、運河や多摩川の水辺環境を含めて、臨海部全体を緑豊かな「もり」とする「臨海のもり」づくりを推進し、風の道を形成、国際拠点としての活性化、臨海部全体のイメージアップを推進します。

- ・臨海部の土地利用再編の動向を長期的な視点で捉え、みどりの事業所推進協議会会員をはじめとする事業所や、国と連携して、道路や水際線等に沿う「見える緑」を確保する仕組みを検討します。
- ・「見える緑」と公園、街路樹等によって緑のネットワーク形成を図ることにより、景観の改善、生物多様性の保全、災害に強いまちづくりなどを推進します。
- ・景観向上や内陸部の都市環境の改善につながる「風の道」の形成を図るため、水際線の事業所との連携による緑化や、主要幹線道路の街路樹整備などを推進します。
- ・特にキングスカイフロントなどの拠点地区及びその周辺における公共空間の緑化を推進します。

○多摩川の保全と活用

- ・大師河原地区の桜並木や、河口部の河原風景など、川崎市の都市景観と調和した多摩川の風景を保全します。
- ・多摩川に隣接する公園と連携した拠点形成により、水と緑の連続性・回遊性の確保を進めます。

○富士見公園の再整備と防災機能の強化

- ・都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。
- ・復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となっていることから、防災機能の強化に資する整備を推進します。

○川崎駅周辺地区・川崎臨海地区における持続的な緑化の推進

- ・川崎駅周辺地区緑化推進重点地区においては、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、川崎市の玄関にふさわしい風格ある景観形成を図ります。
- ・川崎臨海地区緑化推進重点地区においては、臨海のもりづくり緑化推進計画に則し、引き続き臨海部の緑化を推進し、臨海部にふさわしい景観の形成を図ります。

○協働による地域緑化の推進

- ・区の花である「ひまわり」「ピオラ」の植栽及び配布、区の木である「イチョウ」を活用したイベント等の実施により、区の花・区の木の普及を図り、区のイメージアップ、地域緑化を推進します。
- ・県立川崎高校の養蜂を、花いっぱい運動などの地域緑化推進の視点から支援し、区のイメージアップと魅力の向上を図ります。
- ・公共施設における草花の植栽や緑のカーテンの設置など、区民の地球環境問題に対する意識の向上を図り、二酸化炭素削減にもつながる地域緑化を推進します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園や地域住民がふれあう場所における地域コミュニティの形成

- ・公園における少子高齢社会に対応した新たなコミュニティの創出と活性化を図ります。
- ・田島支所敷地などを活用して、ガーデニング講座などのイベントを実施することにより、地域の大人から子どもまでが交流し、緑にふれあえる緑化推進拠点の形成を図ります。

○富士見公園を拠点としたまちづくりの展開

・民間企業及びまちづくりの取組を担う組織・団体と連携して、まちの賑わい創出に寄与する公園として、富士見公園の整備・管理運営・活用を進めていきます。

○多摩川の特性を活かした魅力創出

- ・多摩川の連続性や自然資源などのポテンシャルを最大限に活かし、地域間交流や水辺の賑わい創出に向けた取組を推進します。
- ・だいたい水辺の楽校の活動フィールドを活かし、子どもたちが河川に親しむ自然体験の推進を支援します。

○臨海部の魅力的なロケーションの活用・情報発信

- ・臨海部の魅力的なロケーションを活用した市民交流の場や、海や川、運河などの自然とのふれあいの場、海風を感じやすらげる緑地空間を形成するとともに、広大な空間を利用した賑わいの創出、さらには緑を含めた臨海部全体の魅力の情報発信を進めます。



図 川崎区における施策の展開

2 幸区

①区の概況

- ・幸区は、南東部に位置し、多摩川、鶴見川、矢上川にはさまれた平坦な地形からなっています。
- ・土地利用は、住宅系土地利用の割合が最も高く、区面積の39.3%を占めています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は24.34haで、区面積の2.4%を占めており、平成18（2006）年度から、約2.4ha減少しています。

表 幸区の概況

人口等	人口	165,974人
	世帯数	78,589世帯
	人口密度	164.5人/ha
面積	面積	1,009ha
	市域に占める割合	7.0%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	24.34ha (2.4%)

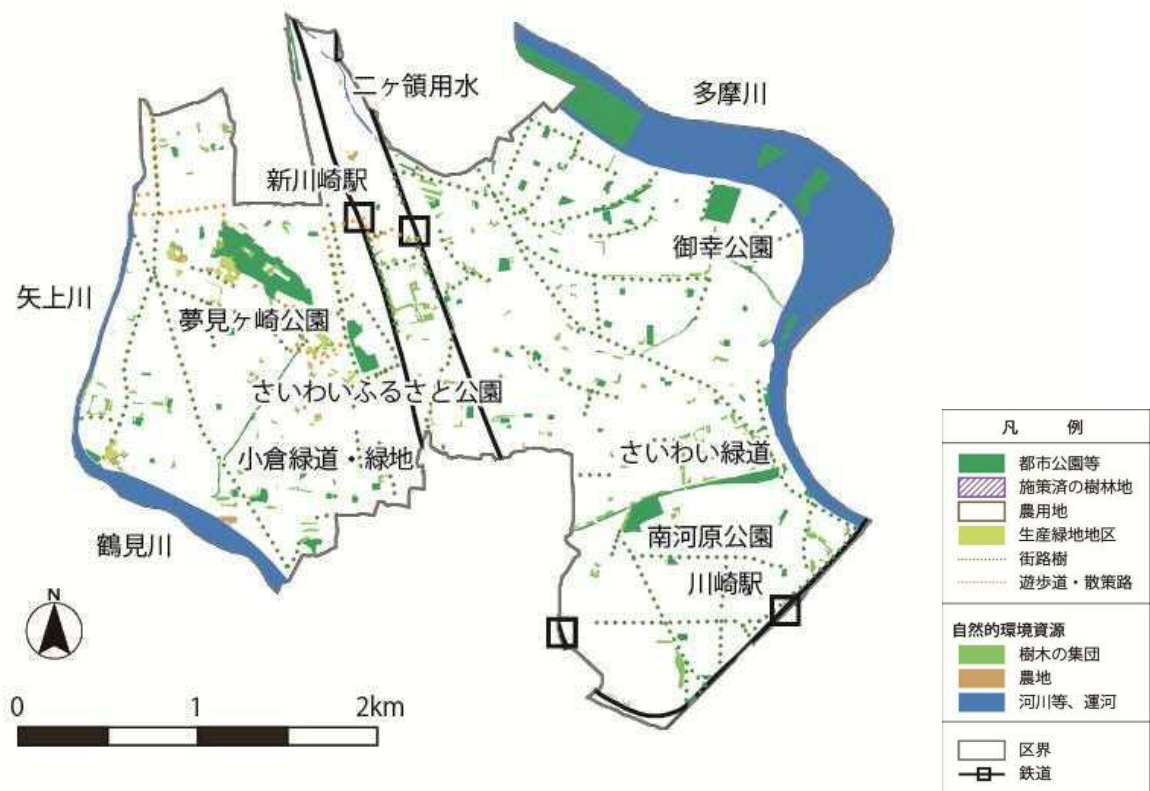


図 幸区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・多摩川の河川敷は、区民にやすらぎとうるおいを提供する貴重な自然環境となっていることから、市民ニーズを踏まえ、利用者の利便性・快適性を高める必要があります。
- ・鶴見川や、矢上川等の市街地を流れる中小河川について、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然環境として、水辺空間の環境や景観を活かした緑のまちづくりが望まれています。
- ・二ヶ領用水は、地域の歴史的文化資源であるとともに、生活にうるおいを与える水辺空間であるため、河川改修等の機会を捉えて、身近な水辺として再生、活用していくことが必要です。
- ・川崎駅西口、新川崎・鹿島田駅周辺では、再開発によって賑わいある拠点形成されており、市民、民間企業と協力して風格のあるまちを実感できる緑を育成していくため、持続的に緑化活動を推進していくことが必要です。
- ・御幸公園については、梅林という資源を活かしながら、多摩川緑地と隣接する立地も活かした拠点として整備、活用することが求められています。また、「加瀬山」の名前で親しまれ、歴史ある豊かな自然の中に立地する夢見ヶ崎動物公園については、市内唯一の動物園として、地域住民が憩い交流する場、動物とふれあえる学習、体験の場として活用を進めていく必要があります。

③施策の展開

i) 緑の空間づくりの展開

○多摩川の保全と活用

- ・上平間・古市場地区の運動施設等の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めます。
- ・多摩川に隣接する御幸公園と連携した拠点形成により、水と緑の連続性・回遊性の確保を進めます。

○川崎・新川崎・鹿島田駅周辺地区における持続的な緑化の推進

- ・川崎駅周辺地区緑化推進重点地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区緑化推進重点地区においては、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、幸区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○身近な河川の保全・再生

- ・地域の風土と文化を形成する二ヶ領用水については、「二ヶ領用水総合基本計画」に基づき水と緑の保全・再生・創出を図ることにより、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークを形成します。

○協働による地域緑化の推進

- ・区役所庁舎や公共空間での区の木「ハナミズキ」、区の花「ヤマブキ」の植樹等を通じて、地域に対する愛着心の醸成を図ります。
- ・区民ボランティアグループを中心に、小中学校や地域の民間企業との協働による公共花壇の花植え及び庁舎周りの緑化整備や維持管理を行うほか、区民が行う緑化活動を支援し、区民の緑化意識の高揚と花と緑のうるおいのある明るいまちづくりを推進します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園における地域コミュニティの形成

- ・公園における少子高齢社会に対応した新たなコミュニティの創出と活性化を図ります。

○御幸公園梅香事業の推進

- ・御幸公園梅香事業推進計画に基づき、市制 100 周年に向けて、梅の植樹による梅林の復活や梅まつりの開催、歴史文化の伝承などを市民との協働で推進し、地域コミュニティの形成や活性化、公園周辺の魅力向上を図ります。

○夢見ヶ崎動物公園の活用

- ・「夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、夢見ヶ崎動物公園の魅力向上に賛同するサポーターと協働して、動物を活かしたさまざまなイベントの運営や、緑環境や歴史的資源の保全・育成を進めることにより、夢見ヶ崎動物公園をコミュニティ活動の場と位置づけるとともに、賑わいの創出を図ります。
- ・学校現場・教育委員会と連携し、飼育経験や草花の植え付け等を活かした教育活動の場として活用します。

○多摩川の魅力向上

- ・多摩川の連続性や自然資源などのポテンシャルを最大限に活かし、地域間交流や水辺の賑わい創出に向けた取組を推進します。

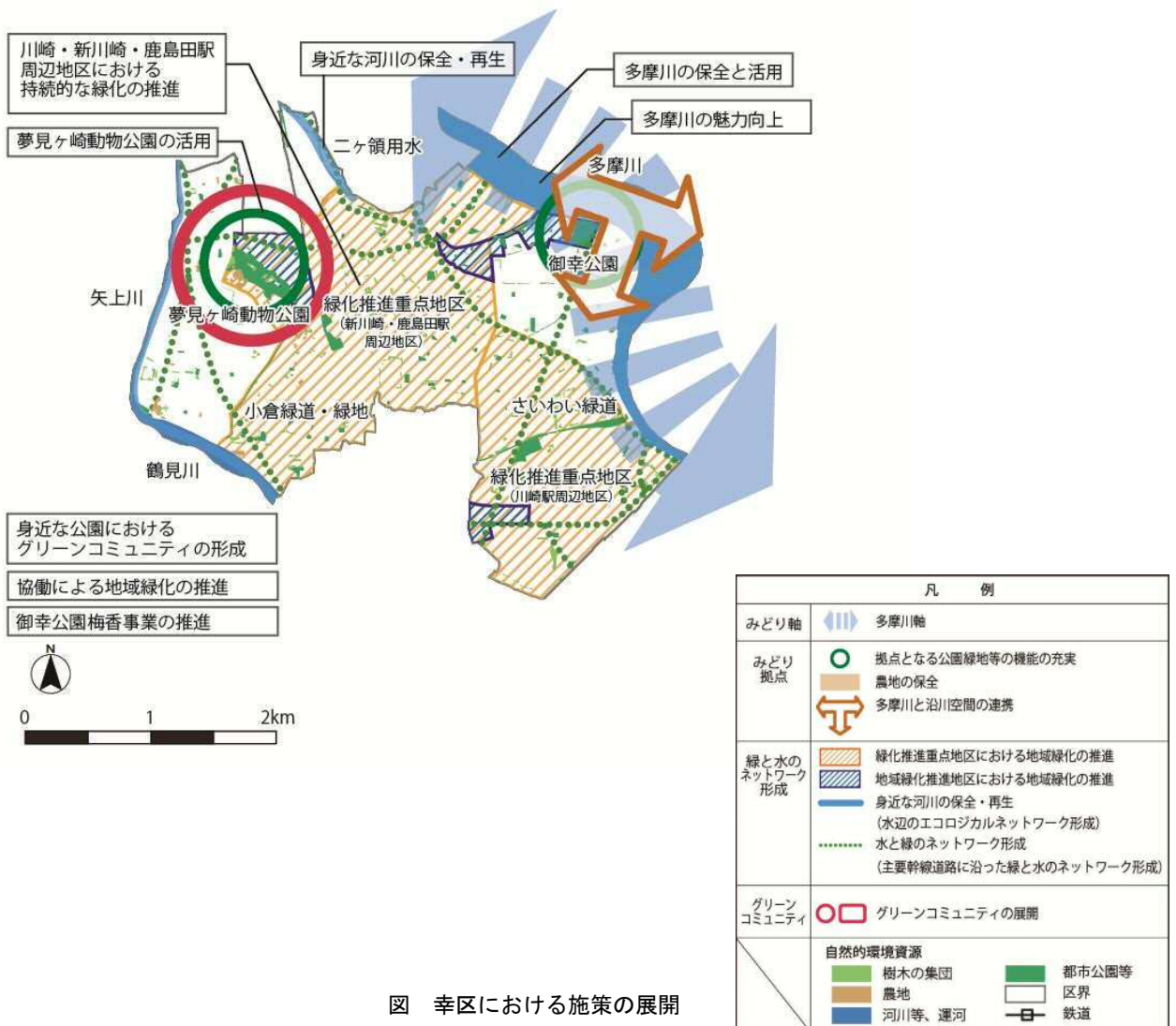


図 幸区における施策の展開

3 中原区

①区の概況

- ・中原区は、市の中心部に位置しており、北部から南東部にかけては多摩川が接しています。
- ・区域は、多摩丘陵の最東端に位置し、多摩川によって形成された沖積平野の平坦地で形成されています。
- ・区の南西部から南部にかけて、江川、矢上川が流れています。
- ・土地利用は、住宅系の割合が最も高く、区面積の42.7%を占めています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は34.46haで、区面積の2.3%を占めており、平成18（2006）年度からは約2.5ha減少しています。
- ・中原区では、武蔵小杉駅周辺で大規模な再開発事業が展開され、都市化が進行しています。
- ・中原区内の測定地点では、年平均気温、日最高気温の年平均値、日最低気温の年平均値は、昭和60（1985）年から平成26（2014）年までの30年間で有意な上昇傾向を示しており、臨海部及び丘陵部の測定地点に比べ変化が大きくなっています。また、真夏日日数及び熱帯夜日数についても有意な増加傾向にあり、ヒートアイランド現象が見られています。

表 中原区の概況

人口等	人口	254,156人
	世帯数	127,991世帯
	人口密度	171.6人/ha
面積	面積	1,481ha
	市域に占める割合	10.3%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	34.46ha (2.3%)

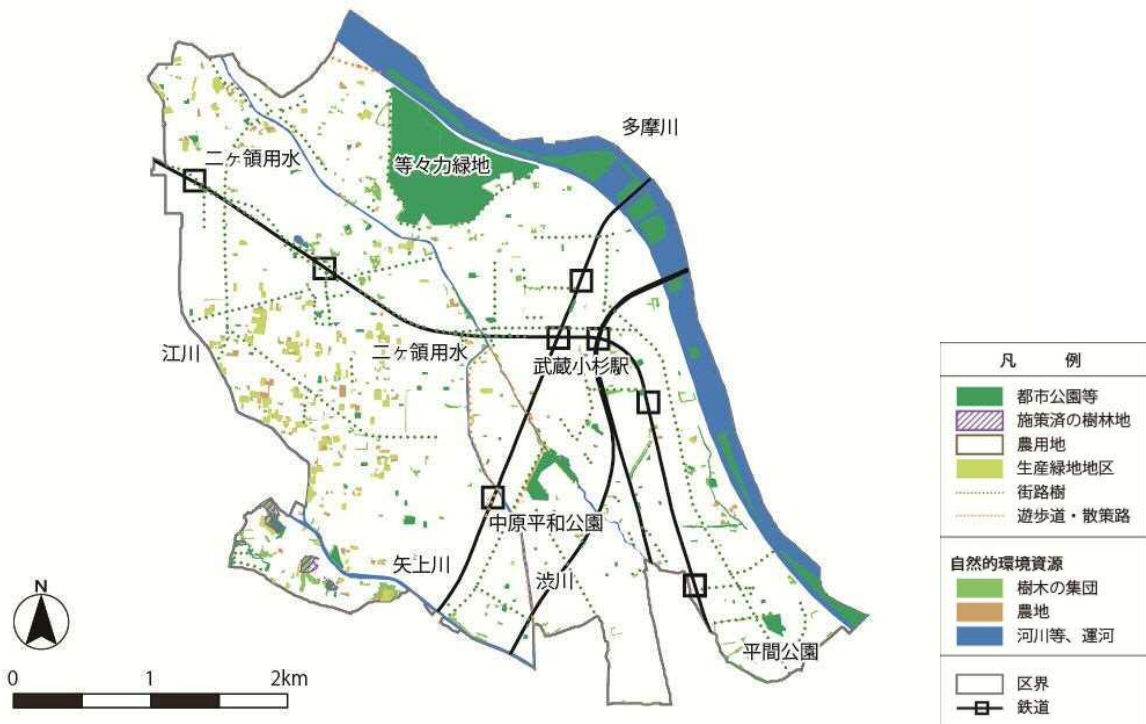


図 中原区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・武蔵小杉駅周辺では大規模な再開発事業が展開され、都市型住宅の建設が進んでいるとともに、大規模な商業施設の開業も相次いでおり、賑わいあるまちにふさわしい、魅力的な緑の景観を、市民、民間企業と連携して創出、育成していくことが求められています。
- ・住宅地に点在する生産緑地には区の花パンジーなどを栽培する風景が見られるほか、横浜市と接する南西部の井田地区は豊かな緑の残る丘陵地となっており、樹林地、農地を保全していくことが求められています。
- ・二ヶ領用水や多摩川をはじめ、井田山の緑地や下小田中の農地などの豊かな自然環境、等々力緑地内のスポーツ・レクリエーション施設など、魅力ある多様な緑の資源があり、こうした地域の魅力的な資源を区民に伝え、愛着と誇りを持てる地域となるよう取り組んでいくことが求められています。
- ・等々力緑地などの大規模な公園や、井田山周辺のまとまった緑を、社寺林の保全、河川に沿った地域緑化の促進等によって、ネットワーク化していくことが必要です。
- ・二ヶ領用水沿川に植樹され、地域に親しまれている桃、桜の木の老木化が進んでおり、適切な維持管理や更新を進めていくことが必要です。
- ・大規模な再開発事業等を背景に子育て世代の転入が多く、子どもの遊び場、子育て世代の交流の場として、身近な公園がコミュニティ形成に寄与していくことも必要です。

③施策の展開

ⅰ) 緑の空間づくりの展開

○緑のつながりの保全

- ・ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全の観点から、多摩川崖線軸を形成するまとまりのある樹林地の保全に努めます。
- ・地域緑化推進地区の認定などにより、地域ぐるみで樹林地の保全、緑化の推進に取り組めます。
- ・市民、民間企業との協働により、保全した樹林地の保全管理を進めます。

○多摩川の保全と活用

- ・利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めます。
- ・多摩川に近接する等々力緑地と連携した拠点形成により、水と緑の連続性・回遊性の確保を進めます。

○等々力緑地の再編整備

- ・緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地について、小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めます。
- ・広域避難場所であり、復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となっていることから、防災機能の強化に資する整備を推進します。
- ・平成32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ受け入れへの対応に加え、オリンピック・パラリンピック後にも魅力ある緑地であり続けるために、陸上競技場・補助陸上競技場の整備や、緑地内の案内サインの更新、施設のバリアフリー化等を進めます。

○農地の保全

- ・良好な都市環境を形成している一団の良好な農地を生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

○小杉地区における持続的な緑化の推進

- ・小杉地区緑化推進重点地区においては、再開発の動向を踏まえながら、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、中原区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○協働による地域緑化の推進

- ・花や緑を活用して地域の魅力や景観の向上を図り、区民が住み続けたいと思うまちづくりを推進します。
- ・区民との協働により、区役所敷地内や公共用地に植栽を行うことにより、区民が憩う場所づくりを進め、うるおいがあり環境と調和したまちづくりを進めます。

○身近な河川の保全・再生

- ・ヒートアイランド対策、エコロジカルネットワーク形成の観点から、地域の風土と文化を形成する二ヶ領用水や、渋川等の水辺空間の保全・再生を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めます。特に渋川については、小杉地区における再開発事業に合わせ、人が集まり賑わいを生む空間整備を進めます。

○緑のネットワーク形成

- ・地域ぐるみの緑化活動、事業所による緑化の促進、公共公益施設等の緑化等、市民、民間企業、行政の協働により多様な緑化を継続的に推進し、大規模な公園や、井田山周辺のまとまった緑の間に飛び石状の緑を増やし、緑のネットワークを形成します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園等における地域コミュニティの形成

- ・公園を活用した地域コミュニティ強化に向けた取組を検討します。
- ・武蔵小杉駅周辺における公園等については、エリアマネジメントの動きと連携し、地域コミュニティの拠点へと位置づけるとともに、都市拠点としての賑わいをもたらす活用の取組を推進します。

○等々力緑地におけるパークマネジメントの推進

- ・等々力緑地の管理への民間活力の導入を進めるとともに、まちの賑わい創出に寄与する公園として、管理運営・活用を進めます。

○多摩川の特徴を活かした魅力創出

- ・多摩川の連続性や自然資源などのポテンシャルを最大限に活かし、地域間交流や水辺の賑わい創出に向けた取組を推進します。
- ・とどろき水辺の楽校の活動フィールドを活かし、子どもたちが河川に親しむ自然体験の推進を支援します。
- ・区民との協働により自然豊かな多摩川でマラソン大会を開催し、区民の交流と健康増進を図ります。



凡 例	
みどり軸	多摩川軸 多摩川崖線軸
みどり拠点	拠点となる公園緑地等の機能の充実 農地の保全 多摩川と沿川空間の連携
緑と水のネットワーク形成	緑化推進重点地区における地域緑化の推進 地域緑化推進地区における地域緑化の推進 身近な河川の保全・再生 (水辺のエコロジカルネットワーク形成) 水と緑のネットワーク形成 (主要幹線道路に沿った緑と水のネットワーク形成)
グリーンコミュニティ	グリーンコミュニティの展開
自然的環境資源 樹木の集団 都市公園等 農地 区界 河川等、運河 鉄道	

図 中原区における施策の展開

4 高津区

①区の概況

- ・高津区は、市のほぼ中央に位置し、北西部から北東部にかけて多摩川に接しています。
- ・区域は、多摩川沿いの沖積低地と、多摩丘陵東端部の丘陵地で形成されています。
- ・土地利用は、住宅系の割合が最も高く、区面積の39.6%を占めています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は96.67haで、区面積の5.7%を占めており、平成18（2006）年度からは約10.2ha減少しています。

表 高津区の概況

人口等	人口	230,507人
	世帯数	110,335世帯
	人口密度	134.8人/ha
面積	面積	1,710ha
	市域に占める割合	11.8%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	96.67ha (5.7%)

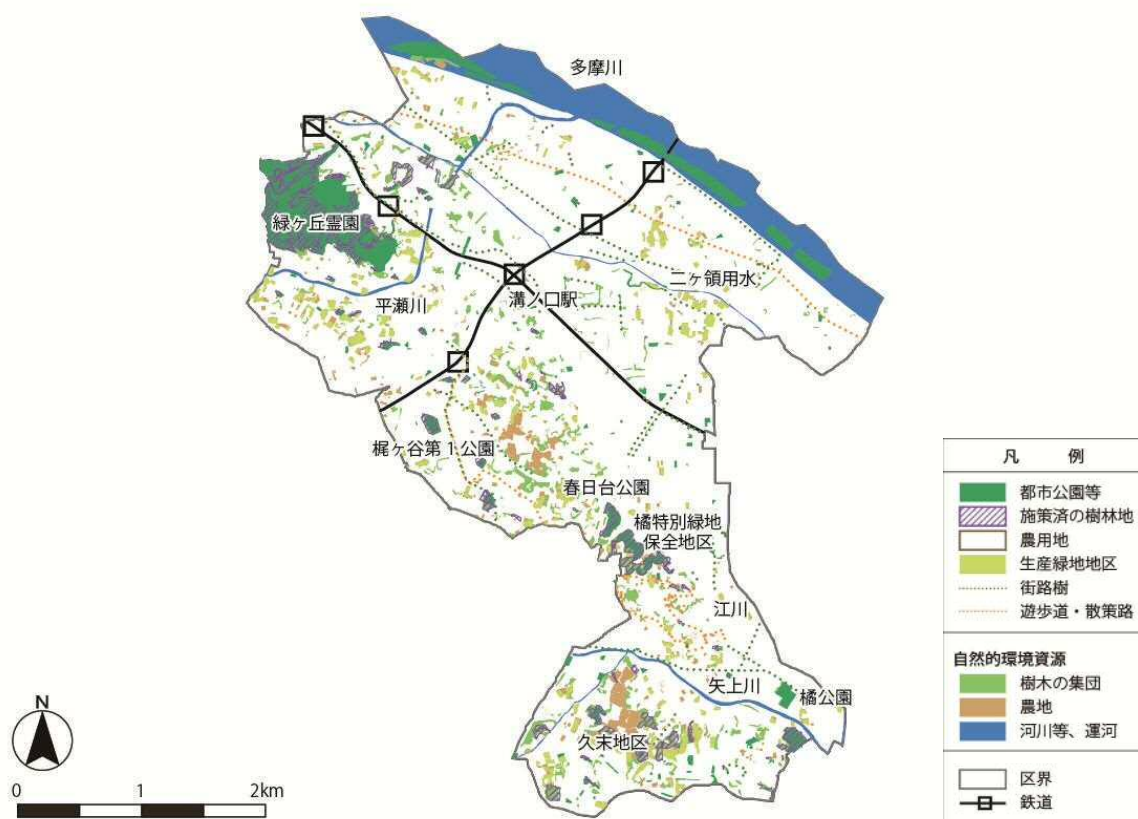


図 高津区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・多摩川河川敷の広がりある空間は、市民の憩いの場であるとともに、避難場所として防災上重要な役割を担っています。また、運動施設やサイクリングコースとしても、多くの市民に利用されています。
- ・二ヶ領用水本川、平瀬川、有馬川、矢上川、江川等の水辺空間の環境や景観を活かした緑のまちづくりが望まれています。
- ・多摩川崖線軸の樹林地は、市域の骨格的な緑であり、高津区を特徴づける貴重な自然環境です。これらの樹林地については保全を進めていますが、崖線の緑の連続性確保は今後も必要です。
- ・多摩川崖線軸上には、緑ヶ丘霊園、橘特別緑地保全地区が存在しており、軸の緑をつなげるため、周辺地域における緑の保全や地域緑化の促進が必要です。
- ・多摩川をはじめ、二ヶ領用水久地円筒分水や、市内初の国史跡・橘樹官衙遺跡群など、緑、水辺と一体となった歴史的・文化的資源をはじめ、久末地区を中心とした農のある風景や多摩川の水辺、緑などの豊かな自然が残されており、保全とともに、これらの魅力を伝えていくことが求められています。
- ・宅地化の進展等による生き物の生育空間の減少や、土地の保水力の低下などが懸念される中、区内では環境に関わる区民主体の活動が活発に展開されており、樹林地や水辺等の自然環境、公園を活動のフィールドとして積極的に活用していくことが望まれています。

③施策の展開

i) 緑の空間づくりの展開

○緑のつながりの保全

- ・多摩川崖線軸の緑をつなげるため、地権者の理解と協力を得ながら樹林地の保全施策を推進します。
- ・地域の協働による地域緑化推進地区の認定や緑化助成制度を活用した民有地緑化等を促進し、緑のつながりの再生に努めます。
- ・市民、民間企業との協働により、保全した樹林地の保全管理を進めます。

○多摩川の保全と活用

- ・運動施設や利便施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めるとともに、水と緑の連続性・回遊性の確保を進めます。

○緑ヶ丘霊園の整備推進

- ・高福祉社会への対応はもとより、市民が憩え、自然とふれあえる「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出するため、公平で安定した墓所の供給を引き続き進めるとともに、まとまった緑の保全や、利用者の利便性の向上を図るための整備と管理を進めます。

○農地の保全と活用及び「農」とのふれあい推進

- ・良好な都市環境を形成している一団の良好な農地を生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

- ・「農と緑のふれあい拠点」である久末地区において、都市景観、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性などの観点から、地域の振興と併せた樹林地等の保全、農地保全を進めます。
- ・農地の保全と活用を図るため、市民農園、体験型農園等、さまざまな形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めます。
- ・農業者と区民が協働し、食と農の地域資源を発見する活動や、地産地消と子どもの食育を結び、次世代に伝える活動作りを推進することにより、地域の活性化やふるさと意識の醸成を図ります。

○身近な河川等の保全・再生

- ・地域の風土と文化を形成する二ヶ領用水や、平瀬川、有馬川、矢上川、江川の保全・再生を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めます。
- ・河川に沿って地域ぐるみの緑化を促進し、エコロジカルネットワークを形成します。
- ・丘陵地の谷戸に残された湧水地について、樹林地の保全施策や公園の整備と併せながら保全に努めます。

○溝口駅周辺地区における持続的な緑化の推進

- ・溝口駅周辺地区緑化推進重点地区においては、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、高津区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○協働による地域緑化の推進、エコシティの形成

- ・区内各所に設置した花壇・コンテナ等の維持管理を区民と協働で実施し、やすらぎとうるおいのあるまちづくりを推進します。
- ・区内小学校等のビオトープの活用やエコシティツアーの実施などにより、地域レベルにおける地球温暖化対策や生物多様性の保全に向けた取組を推進します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園等における地域コミュニティの形成

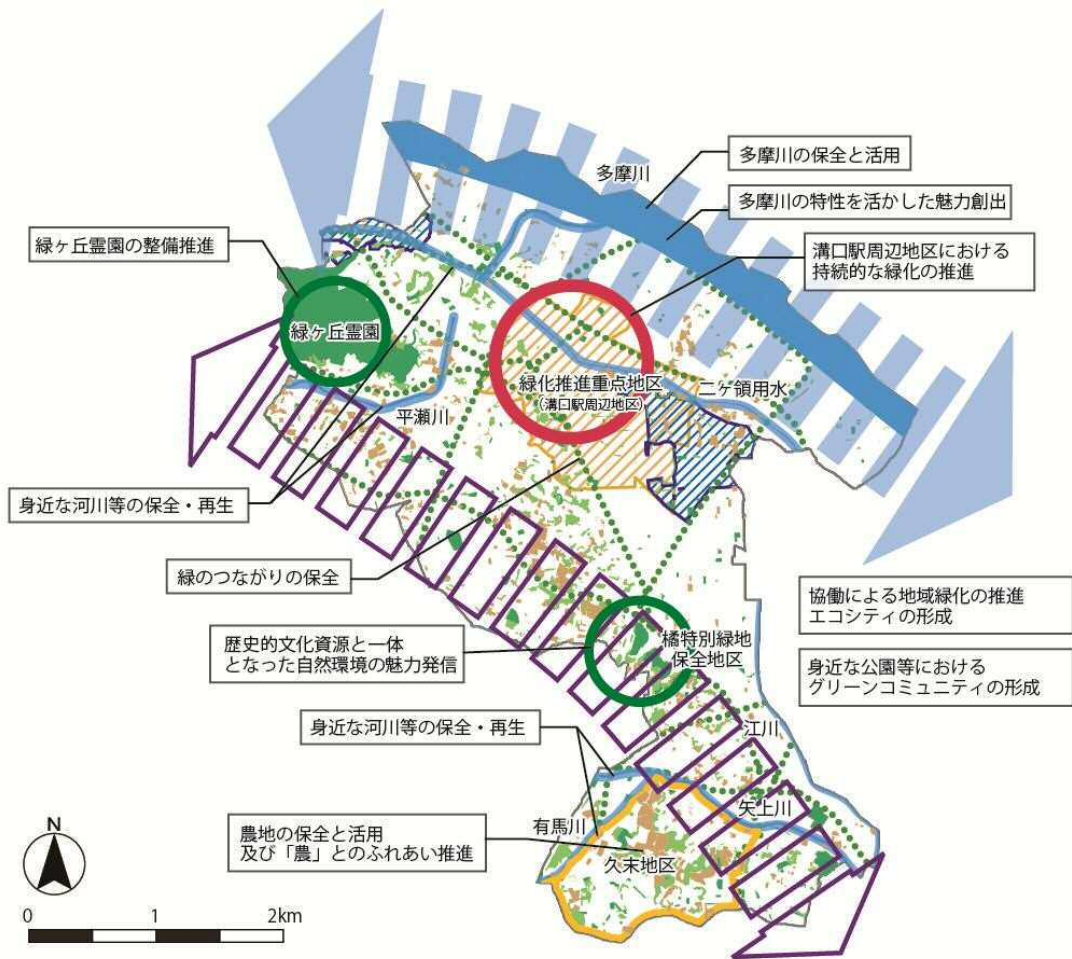
- ・「高津公園体操」の実施を軸として、区民の健康作りはもとより、公園における世代間交流を推進し、地域における見守り体制の構築と新たなコミュニティの形成を図ります。

○多摩川の特徴を活かした魅力創出

- ・多摩川の連続性や自然資源などのポテンシャルを最大限に活かし、地域間交流や水辺の賑わい創出に向けた取組を推進します。

○歴史的・文化資源と一体となった自然環境の魅力発信

- ・多摩川、二ヶ領用水、橘特別緑地保全地区等、地域の歴史的・文化資源と一体となった自然環境のネットワーク化を図る「高津のさんぽみち」のガイドマップ作成やウォーキングイベント等の実施により、回遊性のある魅力的なまちづくりを推進します。



凡 例	
みどり軸	多摩川軸 多摩川産線軸
みどり拠点	拠点となる公園緑地等の機能の充実 農地の保全 農ある風景の保全
緑と水のネットワーク形成	緑化推進重点地区における地域緑化の推進 地域緑化推進地区における地域緑化の推進 身近な河川の保全・再生 <small>(水辺のエコロジカルネットワーク形成)</small> 水と緑のネットワーク形成 <small>(主要幹線道路に沿った緑と水のネットワーク形成)</small>
グリーンコミュニティ	グリーンコミュニティの展開
自然的環境資源 樹木の集団 都市公園等 農地 区界 河川等、運河 鉄道	

図 高津区における施策の展開

5 宮前区

①区の概況

- ・宮前区は、市の北西部に位置しています。
- ・尾根線と谷戸が入り組んだ豊かな自然環境や景観が残されてきた地域であり、谷を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川に沿って街が形成されています。
- ・区域の北側、西側の外周部を囲む丘陵地の斜面には、まとまった樹林地が残されています。
- ・土地利用は、住宅系の割合が最も高く、区面積の44.0%を占めています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は154.88haで、区面積の8.3%を占めており、平成18（2006）年度からは約18.7ha減少しています。

表 宮前区の概況

人口等	人口	229,481人
	世帯数	97,839世帯
	人口密度	123.4人/ha
面積	面積	1,860ha
	市域に占める割合	12.9%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	154.88ha (8.3%)

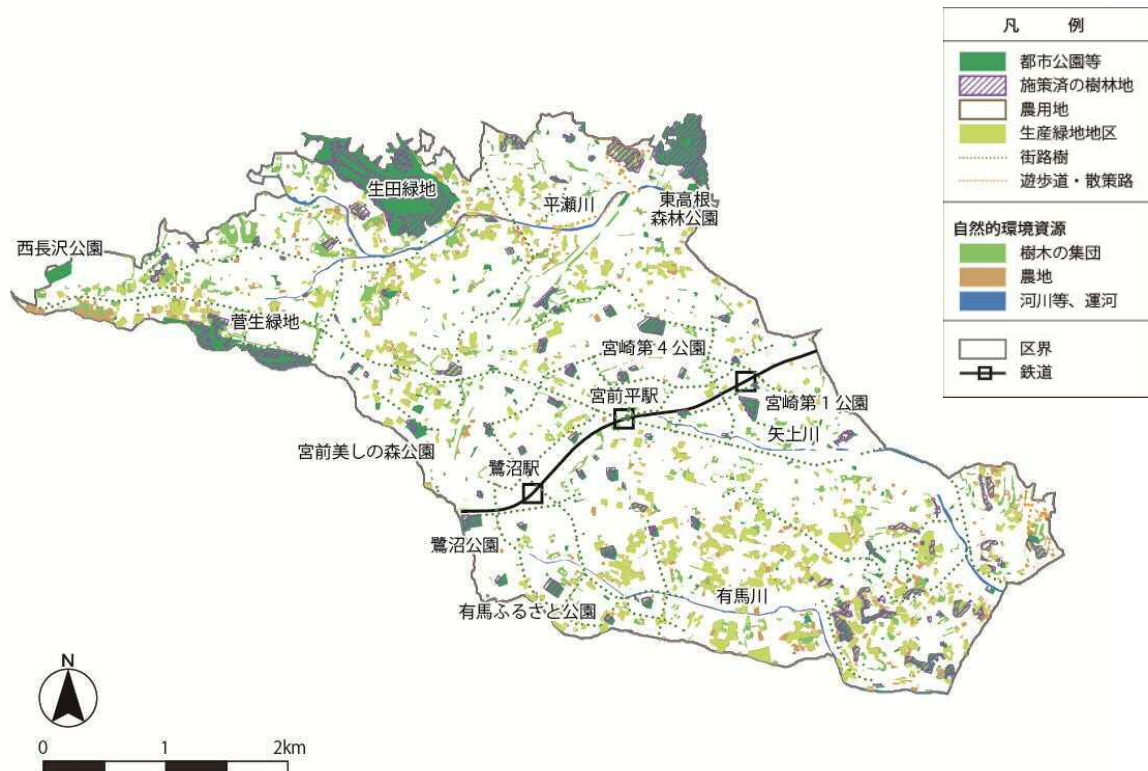


図 宮前区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・市内7区の中では生産緑地面積が最も広く、農産物直売所が区内各地に点在しているほか、生田緑地や菅生緑地等の大規模公園が立地し、公園数も2番目に多いなど、身近に農や緑を感じることができる環境が残されていますが、樹林地、農地の減少は続いており、多摩川崖線軸の樹林地や、農地の保全が求められています。
- ・多摩川崖線軸の緑の連続性を維持するために、樹林地の保全に加え、地域緑化の促進が必要です。
- ・区内を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川は、市街化の進行などにより、市民の日常生活との関わりが徐々に薄れてきていますが、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然空間であり、安全で快適な河川環境の整備が求められています。
- ・これらの中小河川の流域に残された身近な緑の保全、河川に沿ったエコロジカルネットワークの形成が必要です。
- ・旧石器時代の鷲ヶ峰遺跡や弥生時代の東高根遺跡、国史跡にも指定された橘樹官衙遺跡群（影向寺遺跡）などが存在する地域であり、緑と一体となった歴史的資源を活かしたまちづくりが必要です。

③施策の展開

i) 緑の空間づくりの展開

○緑のつながりの保全

- ・多摩川崖線軸の樹林地について、地権者の理解と協力を得ながら保全施策を推進します。
- ・新たな緑地総合評価に基づき、中小河川流域に残された身近な樹林地の保全を推進します。
- ・市民、民間企業との協働により、保全した樹林地の保全管理を進めます。

○生田緑地、菅生緑地の整備

- ・川崎市最大の緑の拠点である生田緑地においては、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。また、生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。
- ・菅生緑地について、里山の自然環境に親しめる宮前区市民健康の森として、市民との協働により整備・管理を進めます。

○農地の保全と活用及び「農」とのふれあい推進

- ・良好な都市環境を形成している一団の良好な農地を生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・農地の保全と活用を図るため、市民農園、体験型農園等、さまざまな形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めます。
- ・区内産農産物を使った料理コンテストや交流会を開催することにより、区内農産物の活用を広め、地産地消を促進するための環境づくりを進めます。

○宮前平・鷺沼駅周辺地区における持続的な緑化の推進

- ・宮前平・鷺沼駅周辺地区緑化推進重点地区においては、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、宮前区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○身近な河川等の保全・再生

- ・平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川の保全・再生を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めます。
- ・河川に沿って地域ぐるみの緑化を促進し、エコロジカルネットワークを形成します。
- ・「鶴見川流域水マスタープラン」との連携を図りながら、河川環境の改善に努めます。
- ・丘陵地の谷戸に残された湧水地について、樹林地の保全施策や公園の整備と併せながら保全に努めます。

○協働による地域緑化の推進

- ・区民自身による花壇管理、整備を推進し、区のイメージアップを図るとともに、講座・交流会の開催や花壇作りの技術支援などにより、緑化活動団体の交流促進・技術向上を図り、地域の活性化と人材育成を推進します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園等における地域コミュニティの形成

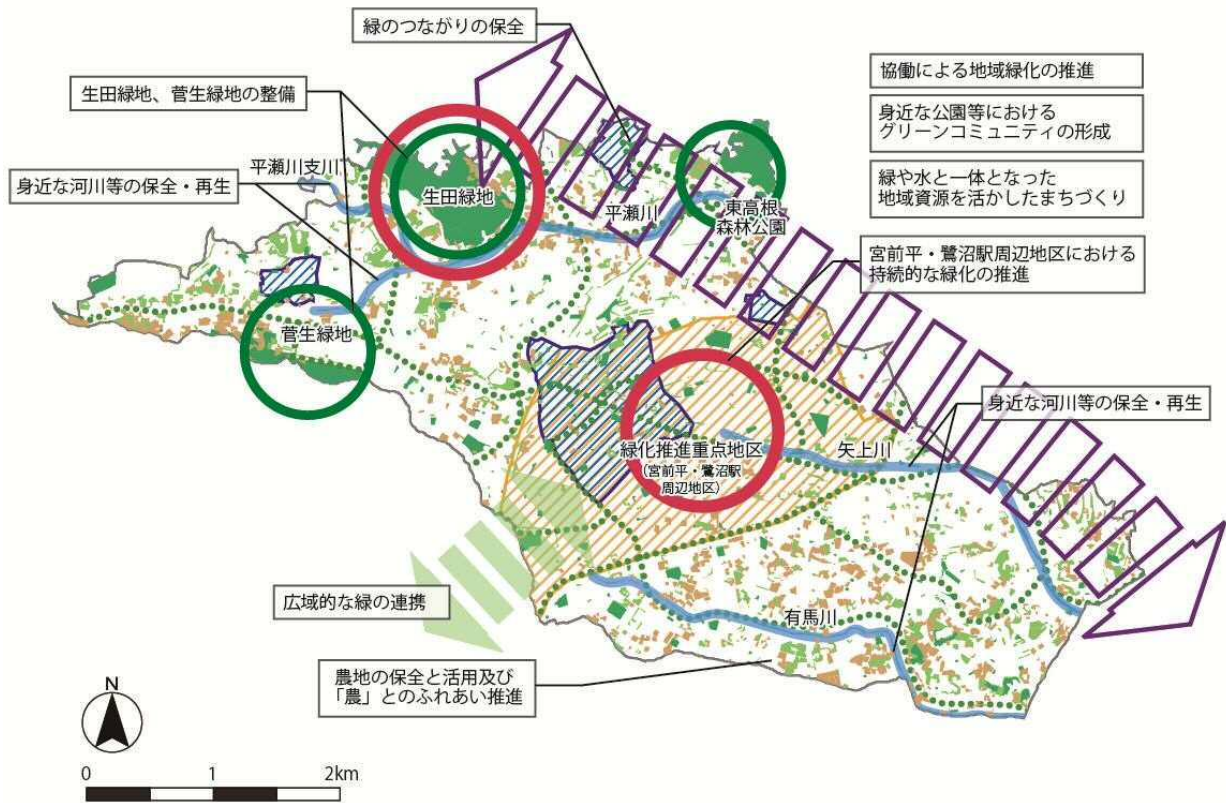
- ・住民と協働での樹木への名札の取付けや公園緑地愛護会等の設立支援・活性化等を通じて、地域コミュニティの核として公園の利活用を進めます。
- ・地域住民が主体となって行う「冒険遊び場」活動を支援し、次世代育成の場をつくることで、子どもたちのすこやかな成長と地域コミュニティの活性化を目指します。
- ・スポーツ利用に向けた公園多目的広場の維持管理や整備を行うことで、より多くの区民がスポーツに親しみ、健康や体力の維持増進を図ることのできる環境づくりを推進します。

○緑や水と一体となった地域資源を活かしたまちづくり

- ・「歴史的遺産」や「農」といった地域資源を活用し、地域を巡るウォーキングイベントの実施や、マップの配布による情報発信を行い、多様な人材の参画による地域づくりを推進します。
- ・「飛森（とんもり）谷戸」における「こども自然探検隊事業」など、自然観察や里山遊びなど親子で自然体験ができる機会をつくり、自然を大切にすることを育み、地域に関心を持つきっかけ作りを行います。
- ・平瀬川流域における区民主体の桜祭りや鮎の放流、花壇の管理など、川を活かしたまちづくりを推進します。

○広域的な緑の連携

- ・多摩・三浦丘陵の一翼を担う市の樹林地について、市域を越えて関係自治体と連携することで保全や活用に関する意識を共有し、広域的・効果的な取組を進めます。



凡 例	
みどり軸	多摩川産線軸 広域的な緑の連携
みどり拠点	拠点となる公園緑地等の機能の充実 農地の保全
緑と水のネットワーク形成	緑化推進重点地区における地域緑化の推進 地域緑化推進地区における地域緑化の推進 身近な河川の保全・再生 (水辺のエコロジカルネットワーク形成) 水と緑のネットワーク形成 (主要幹線道路に沿った緑と水のネットワーク形成)
グリーンコミュニティ	グリーンコミュニティの展開
自然的環境資源 樹木の集団 都市公園等 農地 区界 河川等、運河 鉄道	

図 宮前区における施策の展開

6 多摩区

①区の概況

- ・多摩区は、市の北西部に位置し、多摩川沿いの沖積低地と多摩川丘陵で形成されています。
- ・多摩川の低地には、区域の北西部から南東部にかけて農業用水等に利用されてきた二ヶ領用水が流れています。
- ・土地利用は、住宅系の割合が最も高く、区面積の40.9%を占めています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は220.44haで、区面積の11.4%を占めており、平成18（2006）年度からは約11.0ha減少しています。

表 多摩区の概況

人口等	人口	216,681人
	世帯数	109,639世帯
	人口密度	106.3人/ha
面積	面積	2,039ha
	市域に占める割合	14.1%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	220.44ha (11.4%)

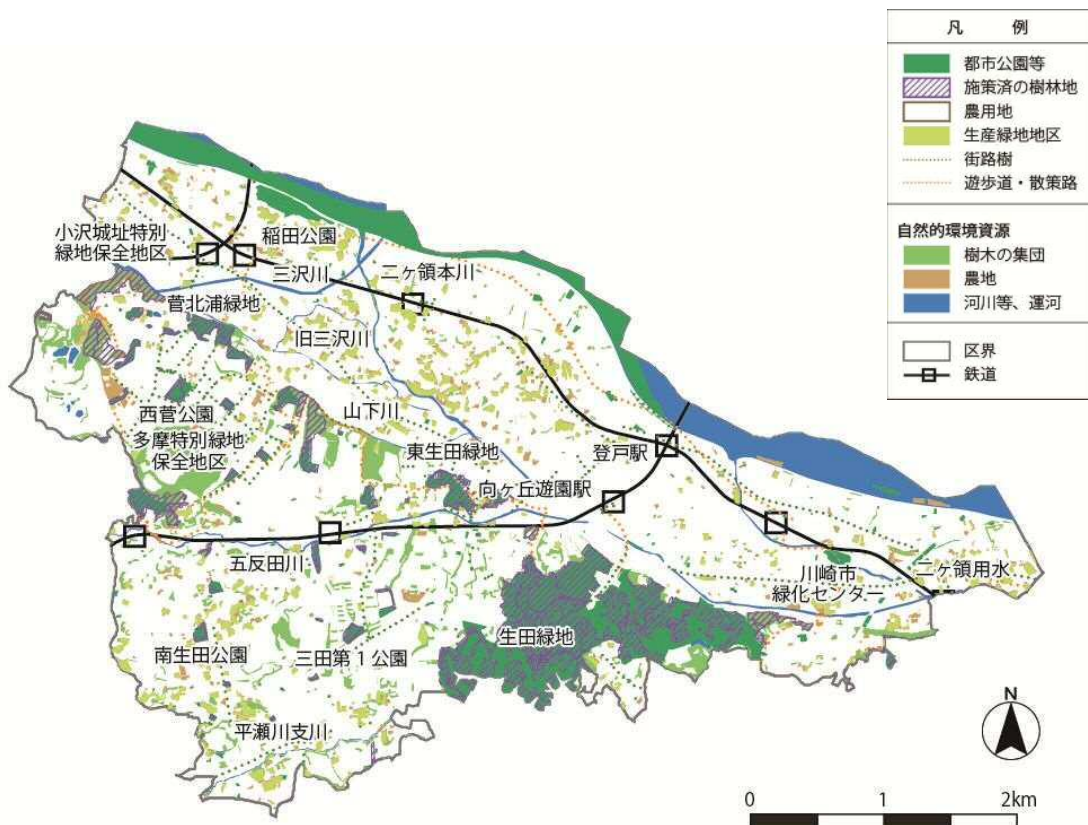


図 多摩区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・多摩川や二ヶ領用水、三沢川、五反田川等、流れる水が豊かな地域であり、河川環境を保全、整備するとともに、河川を活かした緑と水のネットワークを形成していくことが必要です。
- ・多摩川崖線軸が区内を横断しており、減少が続く樹林地の保全が必要であるとともに、地域緑化を促進し、樹林地の連続性を維持していくことが必要です。
- ・首都圏を代表する緑豊かな生田緑地には、世界的にも著名な芸術家・岡本太郎の作品を収蔵した「岡本太郎美術館」や、東日本の代表的な古民家を集めた「日本民家園」、世界最高水準の星空を映す「かわさき宙〔そら〕と緑の科学館」、世界の子どもたちに愛される「藤子・F・不二雄ミュージアム」といった、個性豊かな文化・教育施設が点在し、市内有数の観光名所となっています。生田緑地マネジメント会議を中心に、緑地を活かしたまちづくりの活動が進められており、さらに推進していくことが求められています。
- ・農地の宅地化も進行しており、都市における「農」の多面的機能に着目しながら、持続的な保全を図っていくことが必要です。
- ・多摩川や二ヶ領用水などの水辺、首都圏でも有数の自然環境を残す生田緑地や多摩川崖線軸の斜面緑地など、地域資源となっている緑と水をまちづくりに活かしていくことが望まれています。
- ・二ヶ領用水宿河原線などにおいて植樹され、地域に親しまれている樹木の老木化が進んでおり、適切な維持管理や更新を進めていくことが必要です。

③施策の展開

i) 緑の空間づくりの展開

○緑のつながりの保全

- ・多摩川崖線軸の緑をつなげるため、地権者の理解と協力を得ながら樹林地の保全施策を推進します。
- ・地域の協働による地域緑化推進地区の認定や緑化助成制度を活用した民有地緑化等を促進し、緑のつながりの再生に努めます。
- ・緑地総合評価に基づき、中小河川流域に残された身近な樹林地の保全を推進します。
- ・市民、民間企業との協働により、保全した樹林地の保全管理を進めます。

○生田緑地、稲田公園の整備

- ・川崎市最大の緑の拠点である生田緑地においては、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。また、生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。
- ・稲田公園の再整備を進め、魅力向上を図ります。

○多摩川の保全と活用

- ・多摩川河川敷の運動施設や利便施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めます。

- ・多摩川に近接する稲田公園と連携した拠点形成により、水と緑の連続性・回遊性の確保を進めます。
- ・区役所、二ヶ領せせらぎ館において、多摩川に生息する淡水魚等の展示や情報発信を行うことにより、区民が自然や生き物に身近に親しむ機会を提供するとともに、多摩川への愛着を深め、環境意識を啓発します。

○農地の保全と活用及び「農」とのふれあい推進

- ・良好な都市環境を形成している一団の良好な農地を生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

○登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区における持続的な緑化の推進

- ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区においては、駅周辺の区画整理の動向を踏まえながら、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、多摩区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○身近な河川等の保全・再生

- ・三沢川、五反田川、旧三沢川、山下川、二ヶ領本川、二ヶ領用水（上河原線、宿河原線）、平瀬川支川の保全・再生を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めます。平瀬川支川については、生物多様性に配慮した環境整備を引き続き進めます。
- ・河川に沿って地域ぐるみの緑化を促進し、エコロジカルネットワークを形成します。
- ・丘陵地の谷戸に残された湧水地について、樹林地の保全施策や公園の整備と併せながら保全に努めます。
- ・区民発意による河川の愛護活動を支援し、水辺の環境美化を推進します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園等における地域コミュニティの形成

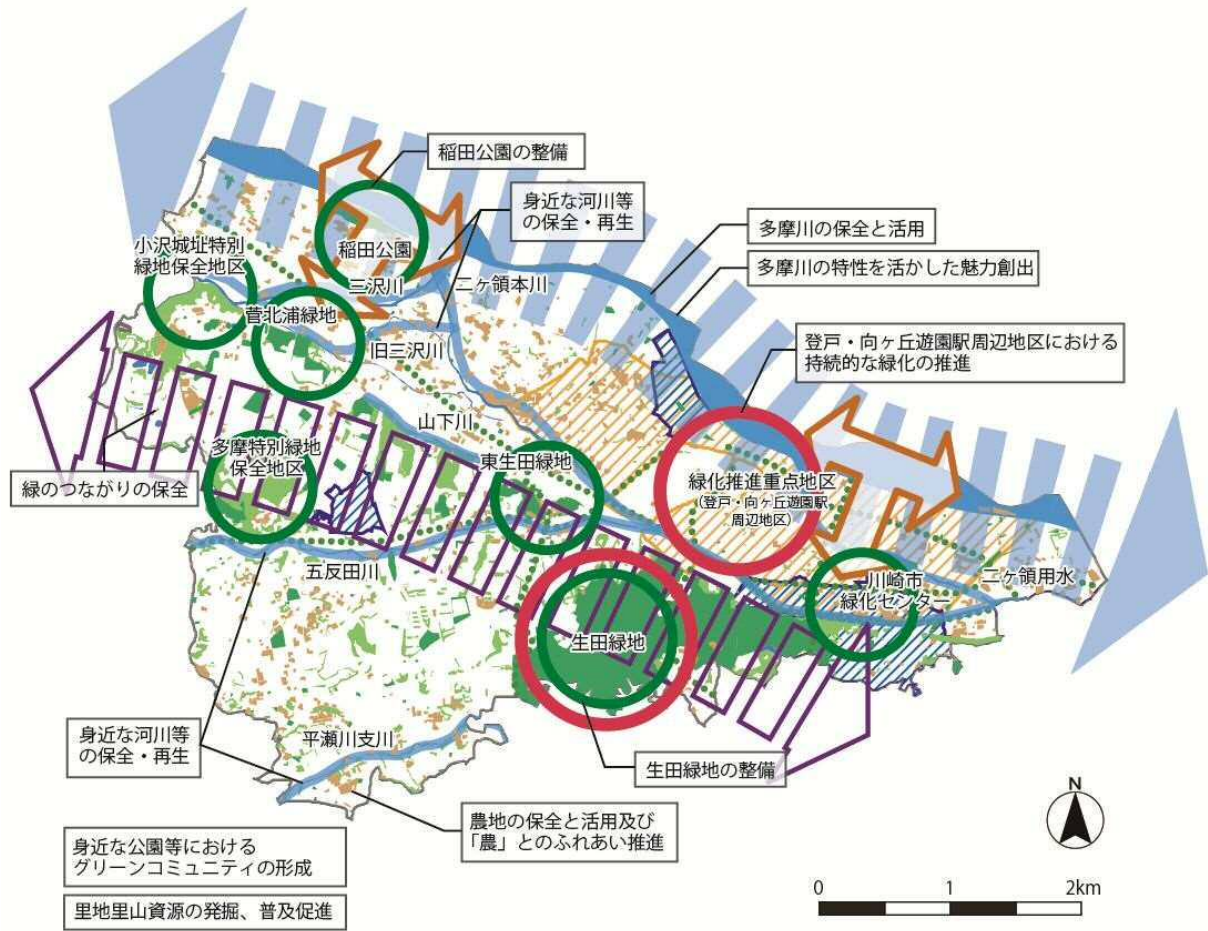
- ・運動場や公園など身近な自然環境を活用し、子どもの創造力と社会性を培う「こどもの外遊び」を推進します。
- ・身近な地域に存在する公園について、地域コミュニティの拠点となる場所及びきっかけ作りを図ります。
- ・公園体操をはじめ、公園における少子高齢社会に対応した新たなコミュニティの創出と活性化を図ります。

○里地里山資源の発掘、普及促進

- ・実践型の体験学習を実施することにより、区民が自然の大切さを楽しみながら学び、郷土への理解と愛着の醸成を図ります。

○多摩川の特徴を活かした魅力創出

- ・多摩川の連続性や自然資源などのポテンシャルを最大限に活かし、地域間交流や水辺の賑わい創出に向けた取組を推進します。
- ・二ヶ領せせらぎ館、かわさき水辺の楽校の活動フィールドを活かし、子どもたちが河川に親しむ自然体験の推進を支援します。



凡 例	
みどり軸	多摩川軸 多摩川崖線軸
みどり拠点	拠点となる公園緑地等の機能の充実 農地の保全 多摩川と沿川空間の連携
緑と水のネットワーク形成	緑化推進重点地区における地域緑化の推進 地域緑化推進地区における地域緑化の推進 身近な河川の保全・再生 (水辺のエコロジカルネットワーク形成) 水と緑のネットワーク形成 (主要幹線道路に沿った緑と水のネットワーク形成)
グリーンコミュニティ	グリーンコミュニティの展開
自然的環境資源 樹木の集団 都市公園等 農地 区界 河川等、運河 鉄道	

図 多摩区における施策の展開

7 麻生区

①区の概況

- ・麻生区は、市の北西部に位置しており、多摩丘陵の一角を形成し、谷戸が丘陵の奥まで入り組んだ地形となっています。
- ・区全体が尾根線によって囲まれ、独立性の高い環境を形成しています。
- ・黒川、岡上、早野地区の市街化調整区域にまとまった山林や農地が多く存在していますが、市街地にも多数の農地が分布しています。
- ・土地利用は、住宅系土地利用の割合が最も高く、区面積の37.4%を占めています。また、農地の占める割合が市内で最も高く、10.3%となっています。
- ・自然的環境の分布における樹木の集団は368.90haで、区面積の16.0%を占めており、市内で最も多い状況です。しかし、平成18(2006)年度からは約69.8ha減少しており、減少量も市内で最も多くなっています。

表 麻生区の概況

人口等	人口	177,238人
	世帯数	75,999世帯
	人口密度	76.7人/ha
面積	面積	2,311ha
	市域に占める割合	16.0%
自然的環境の分布	樹木の集団 (300㎡以上)	368.90ha (16.0%)

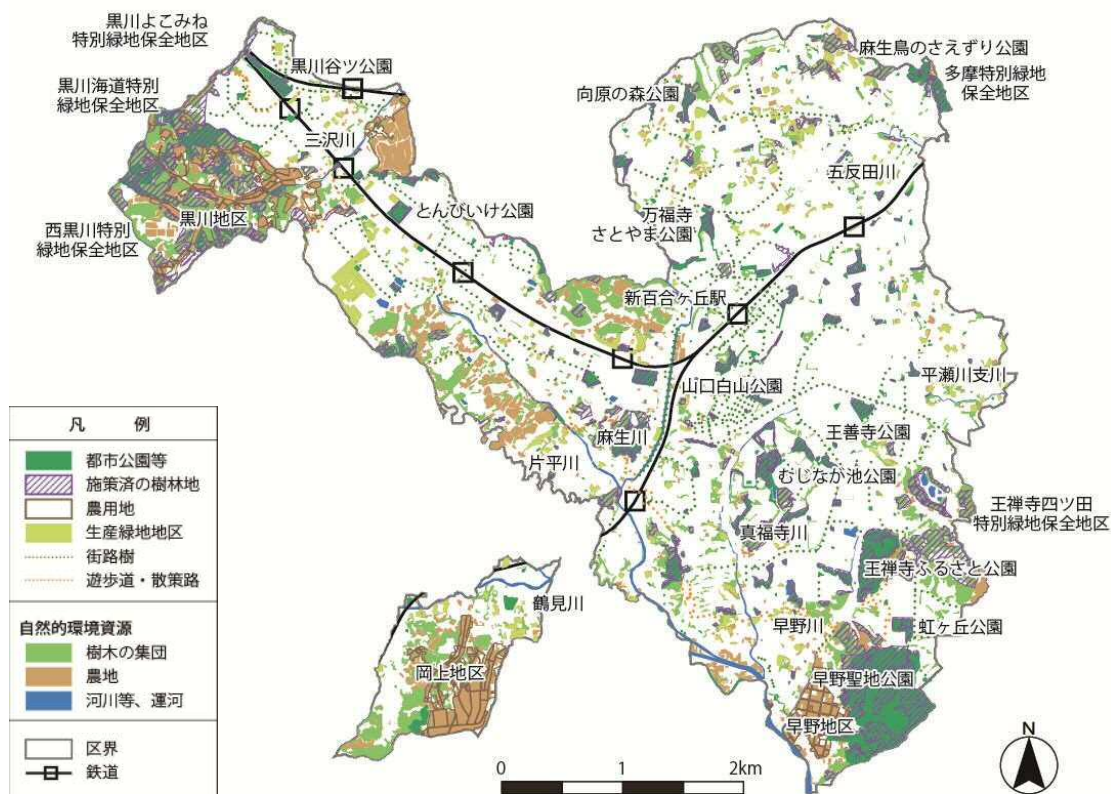


図 麻生区の緑の現況

②緑の現況と課題

- ・多摩丘陵軸に位置する麻生区は、里地・里山など緑のうるおいにあふれ、一人あたりの公園面積は、約 10 m²と 7 区で最も高く、緑に対する満足度も高い状況となっています。一方で、市街化によって樹林地の減少は続いており、樹林地の保全が引き続き必要です。また、保全した樹林地について、適切に管理していくことも求められています。
- ・鶴見川水系の麻生川、片平川、真福寺川、早野川や、多摩川水系の平瀬川支川、五反田川、三沢川が流れ、水辺が豊富な地域であり、市民に親しまれる川づくり、河川環境の整備が必要です。
- ・多摩丘陵軸を構成する早野聖地公園、王禅寺ふるさと公園等の拠点の整備と機能の充実が必要です。
- ・「黒川」・「岡上」・「早野」の農業振興地域は、優良な農地の保全とともに、温室効果ガスの吸収、生物多様性の保全、環境学習の場の確保などの観点から、まとまりある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的保全に努めていく必要があります。
- ・区内には、農産物直売所「セレサモス」があり、平成 24（2012）年に「明治大学黒川農場」が開場するなど、農業資源に恵まれており、「農ある風景」を保全していくとともに、豊富な農業資源を地域資源として活かし、地域の魅力やブランド力をさらに高めることが求められています。
- ・緑化推進重点地区に設定されている新百合丘地区において、市民、民間企業との協働による緑の創出、育成に引き続き努めていく必要があります。

③施策の展開

i) 緑の空間づくりの展開

○多摩丘陵軸における緑の保全と創出

- ・多摩丘陵軸の緑をつなげるため、地権者の理解と協力を得ながら樹林地の保全施策を推進します。
- ・地域の協働による地域緑化推進地区の認定や緑化助成制度を活用した民有地緑化等を促進し、緑のつながりの再生に努めます。
- ・新たな緑地総合評価に基づき、中小河川流域に残された身近な樹林地の保全を推進します。
- ・市民、民間企業との協働により、保全した樹林地の保全管理を進めます。

○早野聖地公園の整備

- ・自然とふれあえる「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出するため、公平で安定した墓所の供給を引き続き進めるとともに、自然環境を活かした自然生態保全観察型公園としての整備を進めます。

○農ある風景の保全

- ・緑と農の 3 大拠点である黒川、早野、岡上地区において、樹林地保全、農地保全、農業振興などの施策間連携により「農ある風景」を保全し、次世代に継承していきます。
- ・良好な都市環境を形成している一団の良好な農地を生産緑地地区に指定し、保全に努めます。

- ・市街化調整区域に存在する良好な農地の保全に努めます。
- ・農地の保全と活用を図るため、市民農園、体験型農園等、さまざまな形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めます。

○新百合丘地区における持続的な緑化の推進

- ・新百合丘地区緑化推進重点地区においては、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、麻生区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○身近な河川等の保全・再生

- ・早野川、片平川、麻生川、真福寺川、五反田川、平瀬川支川、三沢川の保全・再生を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりを進めます。また、河川に沿って地域ぐるみの緑化を促進し、エコロジカルネットワークを形成します。
- ・「鶴見川流域水マスタープラン」との連携を図りながら、河川環境の改善に努めます。
- ・丘陵地の谷戸に残された湧水地について、樹林地の保全施策や公園の整備と併せながら保全に努めます。

○協働による地域緑化の推進

- ・生き物の生息・生育に配慮した街中の緑や公園等をつなぐコリドー及び風の道を形成していくため、地域ぐるみの緑化活動、緑地協定の締結、緑化指針による緑化指導、公共公益施設等の緑化等、市民、民間企業、行政の協働により多様な緑化を継続的に推進し、飛び石状の緑を増やします。
- ・緑のカーテン大作戦や地球温暖化対策など、環境や緑の保全に関する普及啓発を推進します。
- ・区の花として親しまれているヤマユリの植栽活動を促進・支援し、そのノウハウの蓄積、普及を推進します。
- ・公共空間にある花壇を自主的かつ継続的に管理している美化活動団体に対して、花苗等を提供し、地域の環境美化を促進します。

ii) グリーンコミュニティの展開

○身近な公園等における地域コミュニティの形成

- ・公園における少子高齢社会に対応した新たなコミュニティの創出と活性化を図ります。
- ・健康寿命の延伸と地域のつながり作りのため、公園を拠点とした健康ウォーク及び健康体操を推進します。
- ・スポーツ・健康ロードを活用し、自然風景や地域管理による花壇を楽しむウォーキングやジョギングを促進することで、区民の健康増進と地域コミュニティの向上を図ります。

○里地里山資源の発掘、普及促進

- ・里地里山の保全や魅力をテーマにした講座や催し等を開催し、地域住民や子どもたちなど若い世代に、里地里山の魅力や必要性を伝えます。
- ・里山風景と芸術の融合や、農を活かした地域交流など、里地里山ならではの資源を活用した、まちの賑わい作りに資する取組を推進します。

第5章 実現性の高い計画とするために

1 進行管理の考え方

緑の基本計画を実現性の高い計画とするために、進行管理にあたっては、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・公表（PUBLICATION）・学習（LEARN）・改善（ACTION）の6つの視点を適切に運用します。

その上で、以下の点について強化・改善を図り、進行管理の実効性を高めます。

- 市民意見の把握の強化
- 改善（ACTION）における見直し事項の具体化

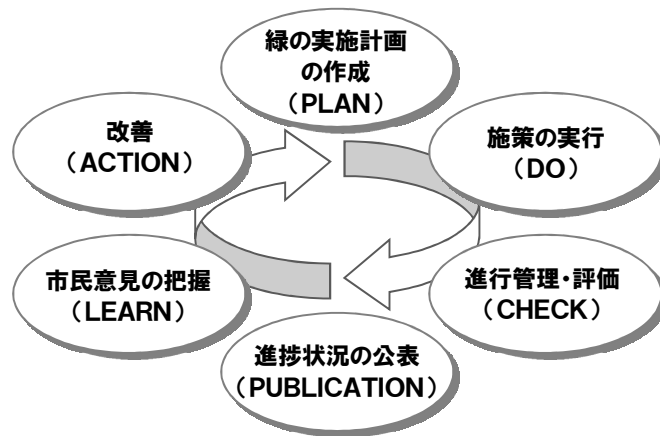


図 6つの視点（PDCPLA）に基づく進行管理のイメージ

2 実施状況の評価と公表の仕組み

①緑の実施計画の作成（PLAN）

緑の基本計画の実効性を高めるため、緑の条例第9条第1項の規定による「緑の実施計画」を定めます。

また、緑の基本計画に示された「緑の目標」は、「緑の実施計画」により川崎市総合計画との整合を図り、必要な施策について3ヵ年または4ヵ年ごとの事業実施の管理を行います。

②施策の実行（DO）

緑の実施計画による3ヵ年または4ヵ年の事業スケジュールに基づき、緑の目標を支える事業を推進します。

③進行管理・評価（CHECK）

計画の進行にあたっては、緑の条例第9条第2項の規定により、毎年、施策の実施状況を環境審議会に報告するとともに、事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。

④進捗状況の公表（PUBLICATION）

施策の推進に関する評価は、インターネットの「川崎市ホームページ」や、「環境情報」（月刊情報誌）などの媒体を活用し、広く市民、民間企業に周知します。

⑤市民意見の把握（LEARN）

協働を基本として策定した緑の基本計画は、その実施状況を多くの市民に理解していただくことが大切です。

そのため、ワークショップ、インターネットによる意見募集、かわさき市民アンケート等、さまざまな機会を設けて施策の実施状況に対する市民意見の把握に努めます。

⑥リーディング事業、施策の見直し（ACTION）

環境審議会による意見を参考として、実施計画の計画期間最終年度に効果を点検し、必要に応じてリーディング事業、施策の見直しを実施します。

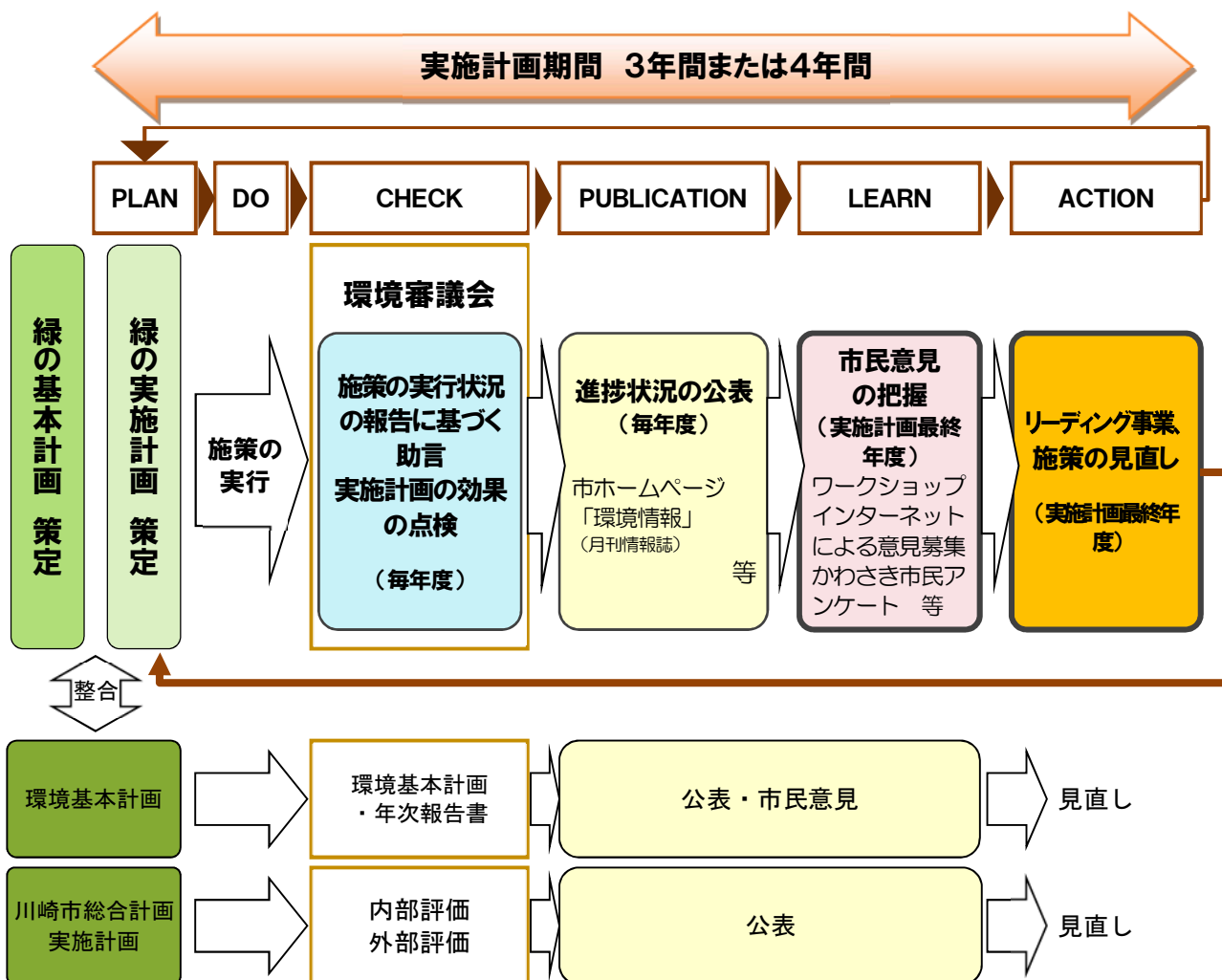


図 施策の実施状況の評価と公表の仕組み

参 考 资 料

参考資料

1 市民意見

現行の川崎市緑の基本計画は、協働を重視し、さまざまな取組を展開してきたことを受け、計画改定に当たっては、できる限り多くの機会を設け、市民、民間企業の意見を反映していくことが重要です。そのために、以下のとおり市民意見の把握を行いました。

①活動団体へのアンケート調査

公園・街路樹の維持管理、緑の保全、緑化推進に取り組む関係団体（438団体）を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として平成27（2015）年2月に実施したアンケート調査から、次の事項が把握されました。

- 活動することで「活動を通じて人の輪が広がったこと」を良かったと感じる割合が各団体に共通して高い
- 活動を行っていることで最も困っていることは、会員の高齢化、新しい会員が増えないこと、人手が足りないことである
- 緑行政に必要な視点は、各団体とも「緑地の保全」を選んだ割合が最も高い

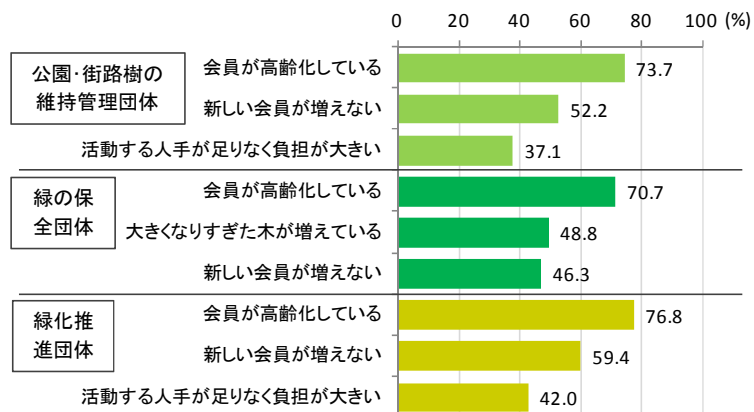


図 活動を行っている中で最も課題であると思うもの（上位回答）

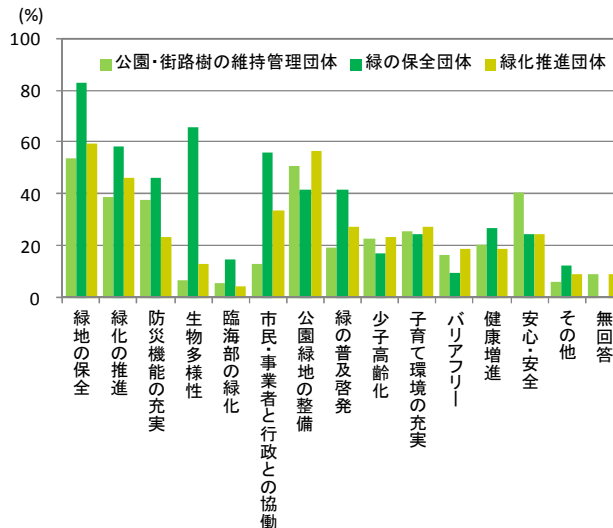


図 今後の川崎市の緑行政に必要な視点

②事業所アンケート

川崎市みどりの事業所推進協議会に加盟する事業所を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として平成27（2015）年2月に実施したアンケート調査から、以下の事項が把握されました。

- 緑化活動は社員の緑化意識向上に貢献
- 課題は、緑化する場所がないこと、維持管理費（人員）の負担
- 今後の緑行政に必要な視点は「緑地の保全」

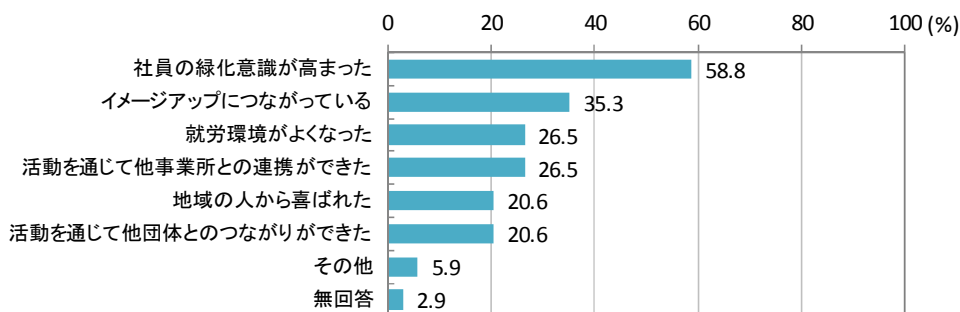


図 活動を通じて得られた成果

③かわさき市民アンケート

市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として現行計画の検討時に実施された平成17（2005）年度川崎市民意識実態調査（平成17（2005）年11～12月実施）と、最新の平成27（2015）年度かわさき市民アンケート（平成27（2015）年7～8月実施）との比較から、緑に対する市民の意識は、次のように変化しています。

- 市域全体の緑に満足している割合（十分満足とまあまあ満足の合計）は変わらないが、不満（やや不満とおおいに不満の合計）が減少
- 市域における公園緑地の偏在などを背景に、南部地域などにおいて満足度が依然として低い
- 保全を希望する場所として、街路樹や並木の緑に加え公園、お寺や神社の緑等、生活空間に身近な緑の保全を希望する市民が増加

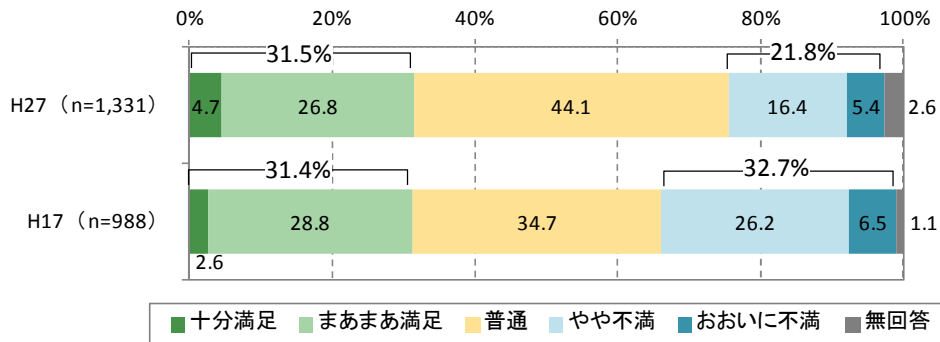


図 市域全体の緑についての満足度

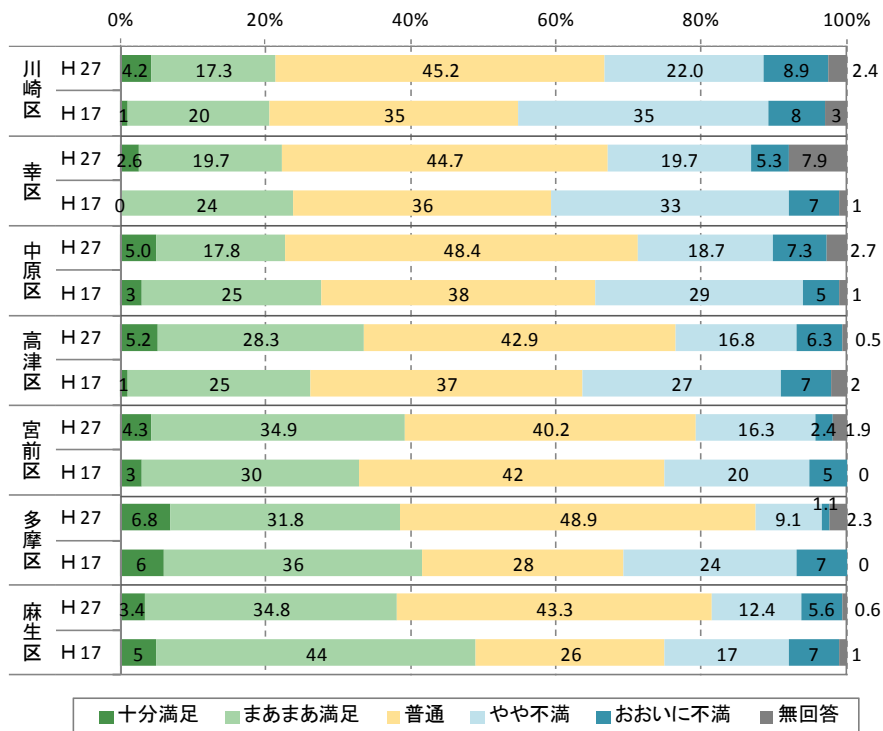


図 市域全体の緑についての満足度（区別）

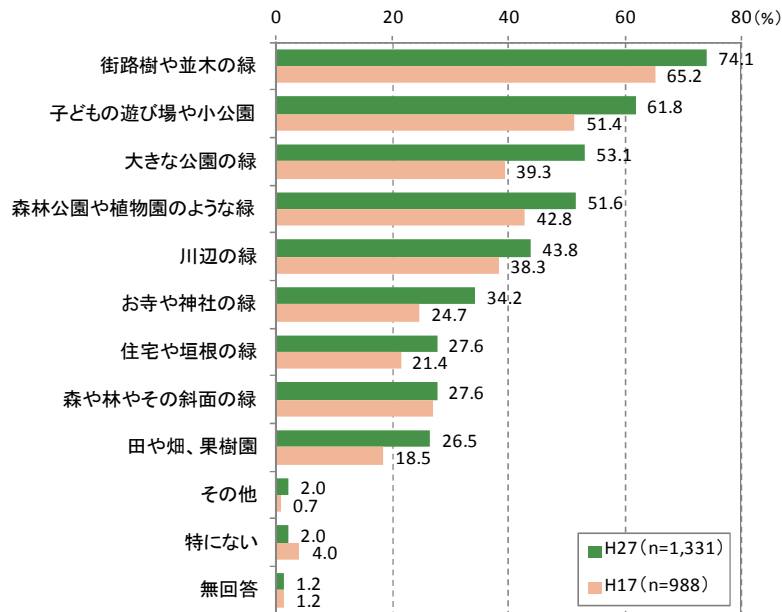


図 保全を希望する緑の場所

④かわさきのみどりづくりワークショップ

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の将来の緑について市民と考えることを目的に、平成27(2015)年8月に「かわさきのみどりづくりワークショップ」と題したワークショップを市内4会場で開催し、合計105名の市民に参加いただきました。いただいた意見は、川崎市環境審議会緑と公園部会での審議の参考としました。

主な意見は次のとおりです。

《各会場に共通して多かった意見》

- 市南部では緑の創出、市北部では残された緑の保全が必要
- 公園や街路樹の維持管理、里山の保全再生に取り組む団体への若い人の参加促進が必要
- 機材の貸出、経費の補助や広報等、行政による緑に関わる活動の支援が必要
- 子どもたちが緑と触れ合う機会をつくり、緑の大切さを伝えていくことが必要

《各会場の特徴的な意見》

- (エポックなかはら) ●ICT企業の参画
- まち記者づくり
- (麻生区役所) ●できる人ができるときに参加できる活動
- 地域の人(子ども)が参加しやすいイベント開催
- (産業振興会館) ●学校、企業への積極的な営業
- 南北での緑の交換留学
- ミツバチを増やす緑化
- (宮前市民館) ●SNS(Twitter、LINEなど)での情報発信
- 公園を活用した収益事業の展開

⑤子育て世代ヒアリング

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の緑を取り巻く課題について、子育て世代の緑の活動団体等への参加や公園等の利用について意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月にヒアリング調査を実施しました。

子育て世代の 参加促進	<ul style="list-style-type: none">・公園に行きたいと思わせるような広報の表現を望む。・きっかけが欲しい（町内会などから声かけなど）。・子どもが自然と集る場所には行きやすい。・親子両方が楽しめるプランが重要。・子どものうちからボランティア精神を植えつける。
公園利用	<ul style="list-style-type: none">・年齢によって遊ぶ場所・遊具を分けると安心。・禁止看板で公園が使いづらい。・どの程度のボール遊びが禁止なのか不明。・保育園の園児が公園を占拠してしまう。
公園施設・維持管理	<ul style="list-style-type: none">・遊具のメンテナンスが重要。・ボール遊びができる環境づくりが必要。・木の量のバランス。囲われていて不安に感じる反面、日差しをさえぎる面も重要。

⑥市民意見収集（平成27（2015）年11月）

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の緑を取り巻く課題について、広く市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月にインターネット・チラシによる意見募集、活動団体等との意見交換会を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

ア. インターネット・チラシによる意見募集

協働の取組	<ul style="list-style-type: none">・小中学校での教育でボトムアップしていく仕組みが必要。
緑の保全 農地の保全	<ul style="list-style-type: none">・先祖伝来の緑地の保全を強化。・間伐材が燃料にできれば、山の維持管理が有意義になる。・緑地保全の優位性を地主に理解してもらう。・渋川などを”みどり”として強調する。
公園整備	<ul style="list-style-type: none">・都市部（市街地）の公園、防災公園、緑の創生の視点が重要。・公園コンセプトの多様化（スポーツや庭園に特化したものなど）。・人口集中地区に公園を優先的に整備する。
緑化推進	<ul style="list-style-type: none">・地域緑化推進地区は住民意識向上のため、引き続き推進すべき。・街路樹の整備が重要。・花壇の整備が重要。・緑化協議の対象規模を500㎡程に下げ、屋上緑化を推進する。
公園利用	<ul style="list-style-type: none">・公園利用のルール作りは粘り強く行う。

イ. 活動団体等との意見交換会

協働の取組	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア育成講座を積極的に開催する。・教育の一環として緑に関心を持ってもらう。
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生、高校生の課外活動で公園清掃、緑地保全を取り上げる。 ・ボランティアばかりに頼らない取組が必要。 ・世代間の意識に差がある。
公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の対応拠点としての公園整備が必要。
緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家の庭木・花など、子どもたちの目に触れる緑が重要。 ・冷気を緑で生み出すことが必要。

⑦市民意見収集（平成28（2016）年3～4月）

審議の中間段階にあたる平成28（2016）年3月から4月にかけて、計画改定に関する骨子とその方向性を市民に公表し、インターネットによる意見募集、市民意見交換会を通じて意見を募集しました。

主な意見は次のとおりです。

協働の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと市民との協働を強調すべき。 ・子どもと一緒に気軽に参加できるような活動イベントがあるとよい。川崎市民全てが緑のパートナーとなるのが理想だと思う。 ・里山ボランティア講座参加者の半数は経験者だった。初心者への参加を促す工夫が必要。 ・かわさきみどりのレンジャーの人員増加と活用を進めるべき。 ・子どもたちに自然と関わる場と機会を確保することが、非常に重要。学校教育での里山保全体験や農作業体験、自然豊かなプレイパークの設置、南部と北部との交流機会の創出なども盛り込んでほしい。
緑の保全 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・協働、コミュニティ、活用が重視され、緑地保全が弱まったように見える。緑地の減少を止めるため、緑地そのものの保全に力を入れてほしい。 ・緑地の減少が続いている。あらゆる制度を活用して残された緑地を保全すべき。 ・特別緑地保全地区の数に対して、保全管理団体の数が少ない。団体の育成に向けた具体策が必要。 ・緑地保全協定の段階でも地権者にとって財政的メリットが得られるようにしてほしい。 ・農の3大拠点以外の市街化調整区域の緑地保全にもっと力を入れてほしい。 ・都市農業も緑とみなし、振興策を進めるべき。 ・多摩川のマネジメント会議で、流域全体のつながりをつくってほしい。
公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費の大きな箱物的施設を作るより、小規模でも木登りや虫取りなどのできる森を再生してほしい。 ・等々力緑地公園に施設建設が進み、緑が減少している。市民が憩うことができる緑地を増やすとともに、災害時に避難場所となる施設を整備してほしい。

緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が川崎市の緑に興味を持つためには、緑より美しい花が必要。稲田堤の桜並木の復活、二ヶ領用水のしだれ桜の植え替えを進めてほしい。
緑の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・里山としての利用が活性化すれば、炭焼きや、樹木や竹材を使った工芸品なども復活でき、海外からの旅行者の生活体験にもつながる。緑地と共に暮らす里山がそこにあることが重要。 ・公園の利用ルールも大切だが、コミュニティをどう再生していくかが重要である。 ・地域のことは地域で考え、身近な公園等を活用することにより地域が活性化すればよいと思う。

⑧緑の基本計画改定作業の経過報告会及びインターネットによる意見募集での意見

緑と公園部会における審議経過を市民に報告し、意見を本答申の取りまとめに反映するため、平成28（2016）年11月に『川崎市緑の基本計画』改定作業の経過報告会」を市内3会場で開催するとともに、インターネットによる意見募集を行いました。

主な意見は次のとおりです。

計画の構成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に寄与するなど、緑の機能について触れてほしい。 ・緑は環境政策である。 ・市民目線、市民が望む緑施策を知ることが必要である。 ・防災に関係する内容を重視する。 ・計画を推進し、全国のモデルとなしてほしい。 ・計画の中心、具体的な内容がわかりにくい。
主な成果と課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの施策の具体的な成果と課題、それに基づく具体的な方向性がわからない。 ・地域別、年度別の達成実績の推移をわかりやすく示してほしい。
協働に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のパートナーづくりはぜひ拡大してほしい。 ・若い世代をもっと活動に引き込む施策、協働に参加する市民が増えていくような施策が必要。 ・地権者との積極的な話し合いなど、緑地保全における市民との協働に努めてほしい。 ・協働をさらに推進していくため、人づくり、規制緩和等を検討してほしい。 ・子どもへの環境学習、学校・教育委員会との連携は重要である。 ・事業所内緑地を活用した環境学習の推進に向け、みどりの事業所推進協議会を活用して市や他企業との連携を進めてほしい。 ・地域の緑や水の環境、協働の取組に関する情報発信を進めてほしい。
緑の保全、育成、創出に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止の観点からの緑化、公園整備について言及してほしい。 ・緑の面積だけでなく、生物多様性、市民の憩いの場等、質の確保も重要。 ・緑を実感できる街にしてほしい。 ・緑の保全、育成、創出を着実に進めてほしい。 ・防災（洪水対策等）の観点に基づく流域単位での広域的な緑地保全の視点が必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、山林原野の減少を食い止める保全施策が必要。 ・公園の整備、緑の創出を重視してほしい。 ・緑地保全の拡大を次期計画の重要課題に位置づけてほしい。 ・市民や企業等と連携した緑地整備、管理を検討してほしい。 ・相続による緑の減少を防ぐため、相続税減免措置のある制度の周知、所有者との信頼関係の構築に努めてほしい。 ・開発行為によって緑の減少が進まないよう努力してほしい。 ・多摩川の資源を活かすために、多摩川沿いの道路の渡りにくさを改善してほしい。 ・公園の防災機能を強化、充実を検討してほしい。 ・1人当たり公園面積を増やすための方策が必要。 ・公園へのトイレの設置、ベンチや芝生の整備、高齢化への配慮、防災・防犯対策等を進めてほしい。 ・農地を減少させないための施策を強化してほしい。 ・二ヶ領用水の活用、暗渠化された河川の復活等、河川環境の保全・再生を進めてほしい。 ・緑地や道路植栽の維持管理を適切にしてほしい。 ・緑に関する施策が多彩になった反面、緑地保全が弱体化しているように見える。緑地保全をもっと重視してほしい。
緑のマネジメントに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の活用の視点は重要である。 ・「グリーンマネジメント」の意味がわかりづらい。 ・公園でボール遊びができるようになるとよい。 ・ボランティアが利用できる会議室、チラシ作成等の作業ができる場を設けてほしい。 ・一部の市民やグループだけでなく、子どもから高齢者まで幅広い市民が集まれる公園にしていくことが重要。 ・他都市からも魅力的に見える公園のイベントやカフェがあるとよい。 ・地域等と協力して公園の活性化につながるイベントやお祭りなどを行うと同時に、維持管理費に充てることを前提とした収益活動を認めるなどの仕組みづくりも必要。 ・臨海部の緑地創出について、事業所の負担にならない方策を検討してほしい。 ・臨海地区の緑化推進を計画的に実行してほしい。
グリーンデザインセンターに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の立地条件、規模、歴史等を踏まえた現実的な提案をしてほしい。 ・新しい組織をつくるのではなく、既存組織を活用して取り組んでほしい。 ・グリーンデザインセンターの具体的な内容がわからない。
緑の施策目標に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画が目標とする30%以上の緑の確保を目標とすることを望む。
計画の推進体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画をもっと市民、民間企業に周知すべきである。 ・行政の横断的な連携を構築することが重要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容に関する説明、意見交換の場を設けてほしい。

⑨小学生へのアンケート調査

計画の改定に向けた取組の一環として、公園や木・花に対する子どもたちの意見を収集することを目的に、平成28（2016）年11月に小学校7校（1区につき1校）の5年生または6年生の児童を対象に実施したアンケート調査から、以下の事項が把握されました。

- 子どもたちは、公園や学校など日常的な行動圏で緑を目にする機会が多く、木や花の量が少ないと感じる割合は低い
- 公園では、おにごっこ、遊具を使った遊び、ボール遊びなど、体を動かす遊びが行われており、行きたい公園の希望についても、「ボール遊びのできる広場がある公園」を筆頭に、「花やみどりがたくさんある」「水遊びができる」「冒険遊びができる」など、緑のある場所で体を動かしたいというニーズが高い

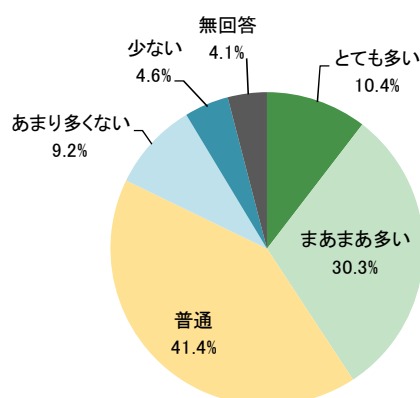


図 身の周りの木・花の量

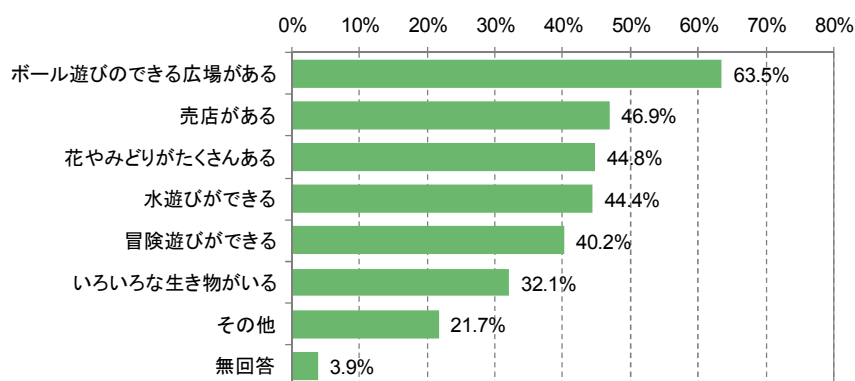


図 行きたい公園

2 川崎市環境審議会・緑と公園部会の審議経過

	開催日時	内容
1	平成 27 年度 第 1 回環境審議会 (平成 27 年 6 月 9 日)	・川崎市緑の基本計画の改定について (諮問)
2	平成 27 年度 第 1 回緑と公園部会 (平成 27 年 6 月 22 日)	・「川崎市緑の基本計画」改定の流れ ・これまでの取組の検証について ・「強化する視点」について
3	平成 27 年度 第 2 回緑と公園部会 (平成 27 年 7 月 13 日)	・「強化する視点」と「将来像・基本方針」
4	平成 27 年度 第 3 回緑と公園部会 (平成 27 年 9 月 6 日)	・ワークショップの報告 ・「プロジェクト」について ・「緑の施策目標」について
5	平成 27 年度 第 4 回緑と公園部会 (平成 27 年 10 月 28 日)	・「プロジェクト」・「基本施策」について ・「緑の施策目標」について
6	平成 27 年度 第 5 回緑と公園部会 (平成 27 年 12 月 4 日)	・「プロジェクト」・「基本施策」について ・「緑の施策目標」について ・環境審議会への経過報告について
7	平成 27 年度 第 3 回環境審議会 (平成 28 年 1 月 14 日)	・審議経過の中間報告
8	平成 27 年度 第 6 回緑と公園部会 (平成 28 年 2 月 2 日)	・リーディング事業 ・これまでの総括
9	平成 28 年度 第 1 回緑と公園部会 (平成 28 年 5 月 16 日)	・「川崎市緑の基本計画」改定の審議状況、今後のスケジュールについて
10	平成 28 年度 第 2 回緑と公園部会 (平成 28 年 5 月 25 日)	・川崎市総合計画を反映した方針等の見直しについて ・施策の方向性について
11	平成 28 年度 第 3 回緑と公園部会 (平成 28 年 6 月 27 日)	・次期「川崎市緑の基本計画」における新たな視点について
12	平成 28 年度 第 4 回緑と公園部会 (平成 28 年 7 月 25 日)	・基本施策について ・施策目標について
13	平成 28 年度 第 5 回緑と公園部会 (平成 28 年 8 月 31 日)	・次期計画の開催について ・市民説明会の開催について
14	平成 28 年度 第 2 回環境審議会 (平成 28 年 11 月 9 日)	・「川崎市緑の基本計画」改定作業の経過報告会の開催について
15	平成 28 年度 第 6 回緑と公園部会 (平成 28 年 11 月 22 日)	・市民意見収集の実施状況について ・これまでの審議における課題について ・答申案について
16	平成 28 年度 第 7 回緑と公園部会 (平成 29 年 1 月 10 日)	・答申案について
17	平成 28 年度 第 3 回環境審議会 (平成 29 年 2 月 7 日)	・川崎市緑の基本計画の改定について (答申案審議)

3 委員名簿

(1) 緑と公園部会委員名簿

■平成 27 年度 (50 音順、敬称略)

氏名	所属等	専門分野等	備考
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	部会長
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
立川 勲	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	副部会長
山村 辰男	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
余郷 昌昭	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	

※任期：平成 26 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

(平成 27 年 6 月 9 日時点)

■平成 28 年度 (50 音順、敬称略)

氏名	所属等	専門分野等	備考
石井よし子	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	部会長
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
小磯 盟四郎	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	副部会長
森 安男	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	

※任期：平成 28 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(平成 29 年 2 月 7 日時点)

(2) 環境審議会委員名簿

■平成27年度(50音順、敬称略)

氏名	所属等	専門分野等	備考
石川 幹子	中央大学理工学部人間総合理工学科教授	環境デザイン	
大迫 政浩	(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長	環境工学	
太田 史一	川崎市医師会理事	市民代表	
金崎 明夫	川崎商工会議所議員	市民代表	
金子 大助	市民公募(廃棄物分野)	市民代表	
金子 守正	市民公募(廃棄物分野)	市民代表	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市計画・都市デザイン	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法・行政法	
小西 淑人	一般社団法人日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境管理・繊維状エアロゾル計測	
坂本 和彦	埼玉大学名誉教授、埼玉県環境科学国際センター総長	大気環境科学	
庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター (認定NPO法人アクト川崎副理事長)	市民代表	
進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境学・造園学	会長
杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
立川 勲	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	副会長
藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学・公共政策	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター常務理事	廃棄物処理工学	
藤原 俊六郎	明治大学農学部特任教授	土壌肥料・リサイクル	
淵田 孝一	市民公募(公害対策分野)	市民代表	
森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
三角 治洋	市民公募(公害対策部会)	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学・環境動態学	
村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	環境エネルギー計画	
山内 昭伍	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
山村 辰男	市民公募(緑・公園分野)	市民代表	
余郷 昌昭	市民公募(緑・公園分野)	市民代表	
吉門 洋	一般財団法人日本気象協会参与	大気環境科学	

※任期:平成26年3月1日から平成28年2月29日まで

(平成27年6月9日時点)

■平成 28 年度 (50 音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	専 門 分 野 等	備 考
石井 よし子	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
石川 幹子	中央大学理工学部教授	環境デザイン	副会長
大矢 寿郎	市民公募 (公害対策分野)	市民代表	
加治 秀基	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
木下 俊之	川崎市医師会理事	市民代表	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科教授	都市工学	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法	
小磯 盟四郎	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
小西 淑人	一般社団法人 日本繊維状物質研究協会専務理事	作業環境管理学	
庄司 佳子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター (認定NPO法人アクト川崎 副理事長)	市民代表	
鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
高橋 喜宣	市民公募 (公害対策分野)	市民代表	
田中 充	法政大学社会学部・同大学院政策科学研究科教授	環境学、環境政策論	
寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長	環境工学	
中川 潔	川崎市全町内会連合会理事	市民代表	
名取 好昭	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	会長
藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 (環境学専攻) 教授	環境政策、環境システム科学	
藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学	
藤吉 誠一郎	川崎地域連合副議長	市民代表	
藤吉 秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター常務理事	廃棄物処理工学	
藤原 俊六郎	明治大学黒川農場特任教授	土壌肥料・リサイクル	
本江 弘子	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
村上 公哉	芝浦工業大学工学部建築工学科教授	都市・建築環境計画	
森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会副会長	市民代表	
森 安男	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
吉門 洋	一般財団法人 日本気象協会参与	大気環境科学	

※任期:平成 28 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(平成 29 年 2 月 7 日時点)

「川崎市緑の基本計画（案）」 についてご意見をお寄せください

本市では、平成20年に「川崎市緑の基本計画」を改定し、多様な主体との連携により、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の整備などの施策を推進してきました。

近年、少子高齢化の進展、「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行など、社会経済環境に大きな変化が生じており、こうした変化に対応し、新たな時代に即した取組を推進するため、計画の改定を行いたいと考えております。

「川崎市緑の基本計画（案）」について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成29年11月24日（金）～平成29年12月25日（月）

※郵送の場合は、平成29年12月25日（月）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課）

(3) 郵送先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

(4) 持参先

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバービル17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。
- ・ 郵送先と持参先は、住所が異なりますのでお気をつけください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

電話：044（200）2399 FAX番号：044（200）3973

E-mail: 53mikika@city.kawasaki.jp